

平成24年第2回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成24年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年6月11日	9時30分	議長	後藤 信八	
及び宣告	散会	平成24年6月11日	16時11分	議長	後藤 信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前 輔行	出	8番	大山 勝代	出
	2番	久保山 義明	出	9番	片山 一儀	出
	3番	牧 菌 綾子	出	10番	品川 義則	出
	4番	木村 照夫	出	11番	林 博文	出
	5番	河野 保久	出	12番	松石 信男	出
	6番	重松 一徳	出	13番	後藤 信八	出
	7番	鳥飼 勝美	出			
会議録署名議員	5番	河野 保久	6番	重松 一徳		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀 敏夫		(主幹) 鶴田 しのぶ		(書記) 寺崎 一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森 純一	健康福祉課長	眞島 敏明		
	副町長	田代 正好	こども課長	内山 十郎		
	教育長	大串 和人	農林環境課長	松雪 靖弘		
	総務課長	小野 龍雄	まちづくり推進課長	天本 正弘		
	企画政策課長	木村 司	会計管理者	毛利 俊治		
	財政課長	城本 好昭	教育学習課長	内山 敏行		
	税務住民課長	天本 政人				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1	第17号議案	基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部改正について
日程第2	第18号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第3	第19号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
日程第4	第20号議案	平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）
日程第5	第21号議案	平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6	第22号議案	平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第7	第23号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
日程第8	第24号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第9	第25号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成23年度基山町一般会計補正予算（第7号））
日程第10	報告第2号	基山町土地開発公社の事業報告について
日程第11	委員会付託	

～午前9時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 第17号議案

○議長（後藤信八君）

日程第1. 第17号議案 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例及び基山町手数料条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

資料のほうのですね、その条例の部分のなのですけれど、改正のある。第5条の1のところですね。基本台帳に記載されている氏名、通称。この通称というのが、ちょっと漢字圏でないところの国の方の名前はすごく長いのですけれど。例えばモンゴルの方で、ドルゴルスレンギーン・ダクワドルジ。これは朝青龍さんの名前なのですけれど。こういう長い名前の、こういう方の通称というのはどういうふうにとらえてあるのかちょっと具体的に想像がつかないもので。その3とか4とか5を見るとですね、ある程度の大きさのものでおさめなきゃいけないというようなところがあるので教えてください。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

通称につきましては、その個々にどういう名前という規定があるわけじゃなくて、その申請される方が通称が必要であるという、自分が通常通称で呼ばれている名前ですね。それを証明して、こういうことで私は通称で登録をさせていただきますということを、町長のほうに申し出をして、その名前が通称ということで登録されるということで、住民票の台帳のほうの法律のほうでは規定されておりますので、その個別にこういう名前だったらこういう通称ですよということではなくて、実際その方が使われている名前ですね。実際の名前と通常使われている通称というのがあるかと思いますが、そういうものを「私はこの通称で」ということを申し出をしていただくというような形になると思います。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それは大体想像がつくのですけれど、その第5条の変更のないとこの下のところに、その4の印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形におさまるもの、また一辺の長さが25ミリメートルの正方形におさまらないもの。この規格のところ、先ほど言いましたように長い名前、いや自分はこんなふうと呼ばれているという申請があった場合、これこんなふうなところでおさまってくれるのでしょうか。印鑑だからですね。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

それにつきましてはですね、そういう通称とか名前とかの範囲内で印鑑をつくってもらえばいいということですので、それを全部印鑑につけなければならないということではありませんので、それは通称の、もし長い本名があるとしてその本名の一部を印鑑に登録することは可能でございますので、それはそれでやっていただければというふうに思っております。それ以外のもの、名前とか通称以外のものを使うことについてはできないということの規定しておりますので。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

○3番（牧菌綾子君）

はい。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今度はこれは書いてあるように、外国人登録法が廃止されたと。入管法と住民基本台帳が改正されたと。これは国の施策として改正されて、全国的に施行が書いてあるように4月9日からですね、施行されると。その関係で、基本台帳に登録すれば印鑑登録をつくれますよという形で、今度のこの条例改正だと思うのです。だから印鑑登録を必ずしもなくてもいいわけでもありますがけれども、外国の方もできるようになったと。在住者がですね。住民基

本台帳に登録されればできるようになったという中身だと思うのですね。間違ったらちょっと違ったでもいいのですけれども。それで、問題は住民票、まず外国人のこの住民の対象者ですね。永住をされる方もいらっしゃるし、特定移住の方もいらっしゃるし、就労の方もいらっしゃるし。中には観光で来られている方とか、いろいろとありますけれども。この登録できる範囲はこれどういう範囲なのかというのと、住民基本台帳に登録というのが基本になるわけですので、基山町いま何人の方が住民基本台帳に登録されているのかと。対象者ですよ、印鑑登録できる外国人の数ですね。これについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

今回、住民基本台帳に掲載できる対象者ということですが。その前に、印鑑登録につきましては現在でも外国人登録されている方は印鑑登録はできますので、それはできるということです。それから、住民登録される範囲ですけれども、今回住民対象となる方は在留資格ですね、日本に在留する資格を持って在留されている方で3カ月以上の在留許可を持って在留される方については、住民登録の対象になります。それから人数でございますけれども、一応5月末現在で77名の外国人の方が登録されておりますので、そのまま行けばこの77名は住民基本台帳に登録されるということでありまして。印鑑登録ですけれども、印鑑登録は15歳未満はできませんので15歳以上という形になると思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

今まで帰化をされた方以外は公安調査庁が全部所管をしているわけですね。これを登録をされるときに、一つはビザ、ビザの長さ。観光ビザあるいは就学ビザ、就業ビザいろいろありますが、そのビザをして観光ビザでも1年とか、1年はなかったかな、そこらあたりをですねチェックされるのかを一つ。

それからもう一つは、これは法律改訂だから反対することはできないのですけれども。一つ申し上げておきたいのは、民主党政権になってこれ変わった法律なのです。要するに、外国人に参政権を与えるか与えないかの伏線であると。このあたりを町長はお考えになって

いますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺の関連というのは、私は別に考えておりません。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

住民票登録の際の調査とかという話をされていると思いますけれども。一応3カ月以上の在留許可を持って在留される方については、在留カードというのが発行されますので、そのカードをもって登録される方については町のほうは別段の調査はすることはありませんけれども、そのカードをもって登録するというような形になると思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ここはうちの総務所管事項ですから、ここでどうかと思うのですけれども。大事なことで、これは今民主党政権ができているわけですから、その当時は、2年前は非常に賛成が多かったわけですね。民主党政権は、外国人に参政権を与えるということで動いてきたわけです。このあたりに町長が関心がないと、政治の問題なのですよね、これはね。事務の問題じゃなくて。そこらあたりは、やっぱり我々がしっかり考えておかないといけない。国の基本を云々する問題であるという感性を我々は持たなければいけないと、こう思います。ただ、税務住民課長が言われるように、これ事務手続は国が決めていることだからどうでもない。ただそのときに、ビザなり、パスポートなりをどうチェックするのか知らないけれども、そこらあたりは大きな基本にかかわる問題だから、我々自体もこれは反対することはできないから賛成はしますけれども。感性を持っておかないと、国家を間違えることになる。ぼーっとしておったらだめなのです。名前の長さが何とかの話じゃなくて、基本にかかわる問題だということを我々は認識しなければいけないと。こういうふうに思うわけですね。まあもし何かあれば、町長のほうから。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

では、ほかにありませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

登記印鑑の規制ですから、もし外国人のアメリカさんという人が来てですね、「自分は英文字でAで登録したいんだ」と言った場合にですね、英文字のAでも結構なのですか。（発言する者あり）アメリカさんが英文字のAを登録したいと。印鑑登録に。それは結構なのですか。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

Aが通称ということで、通称で使われているということを証明しているか、それに足りるような資料を出していただければですね、それは登録はすることはできますが。ただ自分はこれが好きだからというただそれだけじゃなくて、それを証明する資料は必要だと思います。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そうすると英文字でも結構なのですか。英語のA B Cの登録。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

印鑑登録にする文字ですね、文字についてA B CのAでもそれは登録はできます。登録することはですね。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17号についてはないので、第17号議案に対する質疑を終わります。

日程第2 第18号議案

○議長（後藤信八君）

日程第2. 第18号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁証に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。品川議員。

○10番（品川義則君）

就学指導委員ですね、指導委員について質問いたしますけれども。指導委員会規則をいただいたのですけれども、これについて質問したいと思うのですけれども。この指導委員会で諮られる事項に対してですね、この提出者はどういう文書の名前で来るわけでしょうか。教育長の名前を出されるのか、それとも個人の名前を出されるのかの諮問会議を開く諮問ですね。だれが提出して、その会を招集して、という流れを知りたいのですけれども。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの御質問ですけれども。ちょっと就学相談の流れということで言われましたので。まず対象者、保護者の方から就学相談の申請書を出していただきます。それで、その申請書を受理いたしまして、事前に調査、面談を教育委員会のほう、あるいは学校のほうの先生方と面談を1回行います。それで、一応それが全部出そろったといいますか、そろいましたら就学指導委員会を開催するというので、教育委員会の方が主催で開催をさせていただきます。そこでいろんな御意見いただきまして、再度「じゃあこの子供さんはどこに行かれましたか」とかですね、「学校のほうで受けます」とかという、一応結論が出ますので、その後またもう1回事務局のほうと、事務局というか教育委員会のほうと保護者の方と面談をさせていただいて、最終的に就学先が決定するという流れになっております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

委員会の組織を見るとですね、学校から3名、教育長、教育学習課長、指導主事ですね、医師専門家が1名ですよ、保健師が1名ということなのですから。教育長と教育委員会が出された諮問に対して、自分たちが入ってですよ。そしてまた、そういった方々が委員会を開いて審議をするというのはですね、少し私おかしくないかと思うのですよね。ほかのところのを調べてみるとですね、教育長とか担当課長入っていないのですよね。それで、もう少し私は専門的な知識がいると思いますし、そういった判断がいると思います。ですから、

医師専門家の人数をもう少しふやすべきではないかと思うのですけれども。それで、提出をした委員会の教育長がその中でまた委員会の会長ですよ、それは少し公平な審議とされると思うのですけれども、その審議に対する信用性ですよ。そのところも少しおかしくなるとなれば、思われることも。だから就学指導を図っても相談しなければいけないような、いろんな障害とかを持っていらっしゃる方に対して学校側が受けるとか、どこに行ってもらおうとか、そういう細かいその心のケアまで必ず必要などこになってくると思うのですけれども。そういったところに組織の形として、この規則にある部分がいいのかどうか、そんなところが私非常に疑問なのですけれども。そのところはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この就学指導委員会、こういうメンバーでというような規定はございません。ただ、そういう専門家の方が入っていただかなければならないということはもちろん入っておりますけれども。つくり方としては、そこそこの教育委員会で違うのかなというふうには思います。ちょっと広く、議員さんが言われたようなところで調べてはおりませんけれども。今こちらのほうでは、そういったメンバーの方で行わせていただいておりますけれども。とにかく、やはり確かに委員さん言われたように、こちらが出した結論と保護者の方が思われる部分とかみ合わない部分等も確かにございます。そういったところはしっかりですね、前後の保護者さんとの話し合いの中で調整をしてそういう就学先を決めておりますので、今のところそういう問題はございません。ただ、そこら辺の組織のつくり方についてはですね、もう一度こちらのほうでも検討していきたいというふうには思います。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

3回目ですけれども、本当にほかの部はそういった専門家、医療関係の方が多く入られています。今まではそういった問題はなかったでしょうけれども、こういったことに不服があるという場合ですね、そうやってなかなか納得いかないという場合も、後の処理はどういうふうにするわけですか。自分たちのところでは、教育委員会ではもうおさまらないと思うのですけれども、そういった場合の対応はどういったことができるのかをお聞きして3回目

終わりますけれども。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

御指摘のようなケースというのは、よくございます。その場合はですね、やっぱり保護者の方とよく話し合いをして、そのお子さんにどういう手当が一番必要なのかということの説明をして理解を求めます。ところが、やっぱり理解を求めてもなかなか理解をしていただけないという場合は、基山町ではほとんど保護者の方の希望に沿うような形で子供たちの行先と言いますか、それは決めているところが現状でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

今、その就学指導委員会の流れ、課長おっしゃいましたけれども。初めのその申請というところで、ちょっとお尋ねしますけれども。以前に申請がなくて、その家庭から。それで、普通学級に入ってきてとっても大変だったという経験があるのですよね。その申請については、本人からのということはもちろんですけども。情報として、保育園、幼稚園からの情報を受けていらっしゃるでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

日常的にですね、今指導主事が主に携わっておりますが、保育園、幼稚園を回って情報をいただいて、早め早めにそういう保護者の方に相談に行くようお願いをしていると。それから、保健センターのほうでもいろんな情報を持っておられますので、そちらのほうとも連携しながら。保護者の方が全く認識していないという場合もあるわけです。ところが、やっぱりそういう客観的に見れるところからの情報というのはかなり正確なものが入ってきますので、それをもとにこちらのほうも対応をしているというところが現状でございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そうしたら本人が申請、自発的にということにならないときに、保育園、幼稚園、その保健センターのほうから、「おたくは申請したほうがいいですよ」という働きかけをされるわけですか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そういうケースもございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにもございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっと基本的なところをお伺いします。今回のこの18号議案は特別職の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正ということで、地籍調査事業については終わりましたので、地籍調査推進委員は廃止ということでわかります。それで今回、こうして就学指導委員会委員に対して費用弁償をするということになっております。先ほどから品川議員も質問しましたけれども、この組織のメンバーですね。学校長から初め教育長、ずっとありますけれども。だれに大体費用弁償するのかと。このメンバー全員にするのか、それともその中の一部にするのかというのが1点です。

それから、今日までこれは就学指導委員会は今回初めてできるわけじゃなくて過去からありますよね。そうすると、今までは費用弁償はしていなかったんだと。今回新たに費用弁償をするんだというふうになった理由ですね。それと過去の、例えば去年、年に1、2回だろうというふうに思いますけれども、この就学前にこの就学指導委員会によって先ほど言われましたように、就学児童のどうするというその検定をされるのだろうというふうに思いますけれども。今までの過去の実績、大体どれぐらいの割合でされているのかと、どういう項目があるのかというところをまず説明していただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっとだれに払うのかというところでございますけれども、一応専門家の先生ということで臨床心理士の先生に入っていただきますので、この方にお支払いをするということでご

ございます。

それから、今まではどうだったのかということですが、今まではこの就学指導委員会実際開いておりましたけれども、この委員会の名前ではお支払いをしてきてはおりません。この入っていただく専門の先生は、スクールカウンセラーという小中学校でそういう業務に携われておられますので、その関連があるということでその中での業務というような形でさせていただいておりましたので、その中からお支払いしておりました。今回この、やはり規則等が定められておりますので、やはりこれではいけないということで今回正式に就学指導委員会の委員さんの報酬ということで上げさせていただいております。大変申しわけございません。

それから、その何回開くかということでは年に1回11月の、去年は11月の25日に開いております。一応12月までぐらいに、いっぱいぐらいにそういう方針を決めて県教委とかに報告しなければなりませんので、大体11月の末ぐらいまでにはこの就学指導委員会を開いて県に報告をするということになります。それと、審査の内容ですけれども、もうこれ法律にも載っておりますが、視覚障害、それから聴力に障害のある方、それから知的障害、それから肢体不自由の方、それから病弱者、これは極度のそういう病弱ということですが、そういう項目に該当するような方について審査をするということになります。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

過去基山町にどのような問題が、この就学指導委員会の中で話されたのかというのも一つあるわけですが、例えば、就学指導委員会にかける前には就学する今度新しく新入、1年生になる児童。まず健康診断を受けてもらわなければ、この人がどういう、例えば障害があるというのはわかりませんね。だからこれは多分、この健康診断については町のほうが予算で、教育委員会の予算でされているのですかね。新1年生についてはされていると思うのですね。それで、その中でいろんな言われた身体、いろんな障害含めた部分で判断されるのだろーと思いますけれども。先ほど品川議員も言われましたけれども、保護者の方は必ずしもこの就学指導委員会の判断に従う義務はないのですね。親がどこどこに入れたいと。例えば、少し障害があるけれども健常者の健常の子供たちと一緒に普通クラスに入れたいんだと。しかし、就学指導委員会はなかなか同じレベルで就学できないと、学習できないという

ところで特別支援のクラスとかそういうところに入ってくださいと言われた場合。こういうなった場合、どちらが優先するのかというのもう一つは、受け入れる側の校長先生の判断。それと、一つはもうはっきり言って教育委員会ですね。教育委員会の判断と、この就学指導委員会の判断がずれるとかいうことはありませんか。また最終的にどこかで責任持って保護者の方に話をしなければならなくなったときの、この最高の権限はこれどこに行くのですか。受け入れる側の校長か、それとも教育委員会か、就学指導委員会か、これどのような権限のあり方になるのですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

最終的には、その判断につきましては教育委員会になるというふうに思います。

それと、ちょっと先ほどお答えしませんでした件数はですね、ちょっと数字を言います。平成23年が43件、43人です。それと平成22年が34件、それから21年が37件、20年が44件、19年が33件、一応そういう数字になっております。

○議長（後藤信八君）

いや、まだ。それでいいかな。（発言する者あり）最終判断は教育委員会ですね。大串教育長。

○教育長（大串和人君）

判断がずれた場合のことでございまして、判断がずれた場合は先ほど申しましたが、基山町ではほとんど保護者の方の考えに沿うような形でやっておりますが、適正就学という観点からこういう就学指導判定会議というのはあるわけです。適正就学は何のためにするかという、その子供に対してどういう教育が一番ふさわしいのかということ、事前に子供の状況から勘案しながらやっていくわけです。そして、教育委員会が学校を指定するわけなのですが、法律的に見るとこの適正就学の観点から見ると、私は教育委員会が主導でこの学校に行きなさいという指定も、法的な面ではこれは逸脱した行為ではないのではないかとこのように思っております。ですから、あくまでも保護者が優先であれば、これは参考程度に保護者が聞いていいわけですね。ですから、ただそうであるけれども、保護者の意に沿うようにというのは十分に十分に話し合いをして、そして保護者の期待に沿うようにやっていくわけですが。例えば、身辺自立が全くしていない、排泄も自分でできない、それからそしゃく、

かむ行為もきちんとできない、食べられない。それから意思の疎通もできないお子さんが、普通学校に入ってこられるということもございます。そのときは、やはり学校としても施設もありませんし、人的な配置もありませんので、できる範囲の中で受け入れる、保護者の強い希望の中でやっていくという方式を今はとっております。例えば、県立の特別支援学校あたりに行けば人的な支援、それから施設の面、それから向こうはすべて専門家がおりますので、そういう指導の面でも整っておりますが、私たちは今基山町では保護者の希望を優先として入れるということを今考えております。

それから、就学時健診のことをおっしゃいましたが、就学時健診の前にはほぼ100%に近い形で私たちはもう把握しております。就学時健診の時は、最終的な確認をするような形で簡単なテストをして面談をやっておりますが、事前に、その前にほとんどこちらのほうとしては情報は把握しているという段階でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今言われた部分、大変大事な中身でもありますし、保護者の意向を尊重すると。私の友人で、お子さんが日本でもう10例満たないみたいな難病で、筋萎縮もう進行していくというふうな難病だったわけですがけれども。お母さんがもう、つききりで学校の方に一緒に車いすで登校して、そして言うように処理のほうも、排便のほうもお母さんがするという事で普通学校のほう普通クラスに、小学校は6年間行ったけれども。とうとう、これ進行性ですので中学校になったらもうお母さんも話をしてだめだったということで、特別支援のほうにとかあるのですね。だから、基山小学校も私も何人かは知っているのですけれども、保護者の方が一緒に通学というか同伴されて、そして子供の児童の面倒も見るという中でも、それでもいいから普通クラスに入れさせてくれというお母さん方もいらっしゃると思うのですね。そのときに、どうしても例えば保護者の方がついて来られればいいのですね。しかし保護者の方が、例えばどうしても一人親とかいう条件、ないしはそういういろんな条件あるとは思いますが、保護者の方はついて来れないと。しかし、児童については受け入れてくれといった場合の判断ですね。これが最終的には教育、言うように教育委員会が判断をしなければならない。一番の責任の重さだろうと思うのですね。だから言うように、具体的には事象が出ないとなかなかここで議論にはなりませんけれども、こういう具体的な事象があった

ときの対応について何かマニュアル的なものというのは、何かあるのでしょうか。ここまでだったらとかいう、これはまあ全国的な文科省の指導があるかどうかわかりませんが、何かそういうふうなマニュアル的なものがあれば、教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

マニュアル的なものはございません。そのケース、ケースによってですね、やはりこちらでも対応しておりますが。そのお子さん、現在受け入れているお子さんよりもっと軽度で身辺自立もしているお子さんでも特別支援学校に保護者の判断等も含めて進学された方もおりますし、もっともっと重度の方でも中学校まで普通学校に進学された方というのもおられますので、その十分に話し合いをしてそのケースによって対応しておりますので、ここで切るとかいうことはやってはおりません。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第18号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第19号議案

○議長（後藤信八君）

日程第3. 第19号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第19号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第20号議案

○議長（後藤信八君）

日程第4. 第20号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の7ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算総括、ございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

総括的なことで、ここで伺います。町長は、選挙があったと。24年度3月議会で予算について審議をする中、そしてまた開会式の時にも発言ありましたけれども、骨格予算だったんだと。そして今回、自分の施策も含めて補正を組んだんだというふうな提案理由がありましたね。私はじゃあ、町長が骨格予算に今度自分の施策として補正を入れたという割には、この1億3千万というのが、本当にこれは町長も施策が幾つ入っているのかなと。まあ受けなければならない国からの部分とか、県からの事業とかありますね。それから例えば、神の浦ため池なんかはこれ引き継ぎでもあるんですね。今回初めて補正で組まれるのも当然ありますけれども。そうすると、町長がこの補正に組んだ中で、これは自分の施策として入れたんだというのはこれ幾つありますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

何を入れたんだというようなことでございますけれども、やはりいわゆる骨格、継続も含めてそれはどうするのかというような、そういう疑問があることについては、やはり補正でというようなことで。そして基本的な、これはもうどうしてもいるんだという部分はもちろん3月議会で議決をいただいたということでございます。いろいろそれはもう当然やるべきだったんだろうと言われれば、もうそれまででございますけれども。その道路にしましても、あと都市公園、これも補助があるからとは言いながらもやはりするかしないかという判断は、あくまでも町サイドでございましたし。そういう意味で、特別何かもっとというようなことをおっしゃっているのかもわかりませんが、そう余計なと言いますか、ことは入れておりません。総枠にしましても、昨年度の当初よりも若干ちょっと低いと、少ないと、5千万程度でしょうか、は少な目ではございますけれども、そういうことで組ませていただいたということです。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

言うように、町長は今回3期目と。初めてじゃないからですね、当然1期目、2期目の引き継ぎ事業で、それならばわかるのですね。しかし、選挙のパンフレットにも書いてあるように、この3期目が自分のこの町長としての仕事の最終的な実を結ぶんだというふうな書き方されていますよね。そうすると、その大事な3期目の初年度の24年度予算で、補正を組むにしては少し小粒じゃないのかなと。もう少し私は逆に言えば、大胆に組んでほしかったと。そして逆に言えば、事業の、こういう事業もやるんだというのも出してほしかったと。で言うのは、初年度だけではできないと。継続、2年、3年にわたって継続しなければならないと。町長は図書館の建設について言いたいかもしれませんが、そういうのも含めてですね、やっぱり私は初年度、ことし24年度予算の中に盛り込むと。そうすると、6月予算では補正で盛り込まないと、9月とか12月とかになれば、なかなかもうこれ難しいのですね。だからこれ私だけじゃなくてほかの議員さんもそうでしょうけれども、「え、思ったほど補正が出ていないね」と。場合によっては3億かそれぐらいの補正が組まれるのかなというふうな感覚でいたのですけれども。この辺については、町長は今度3期目でこれをやっていくんだというようなところまで検討を、今回はもうそこまでしなかったということでしょうか。それとも、いや9月議会でもた改めて補正も出すんだというふうなお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

3期目で実らせるというような、そういう表現もいたしたとは思いますが。しかしそれも、いわゆるやはり健全財政ということももう当然堅持していかなきゃいかんと。何が健全かはあれですけれども。そういうことから、それから図書館なり下水道なり、いろいろ懸案事項ございますので、そういうこともやっていく。それから、その何かをつくるだけじゃなくて、本当に共同体制をつくるとか、そういう意味を含めての3期目だということで申し上げたというふうに思っております。当然、さっき出ましたように図書館とか、下水道、それから道路もまだまだございます。しかも老朽化した施設、こういうことの検討もここで一応組み込んで、これからやっぱりやっていくという思いでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私も非常に重松議員と同じような意見を考え、またそういった印象を持っております。本当に骨格予算ですからということで、3月終わってこの事項別明細書、楽しみに待っておいりました。非常に。それで、選挙の時も先ほどおっしゃったのですけれども、収穫ですよ。どれだけ大きな入れ物があるのかなと。かごでいいのかな、いや車を買おうかなというぐらゐの予算が乗るかと思ったら、もうスーパーのビニール袋ぐらいかなと。どうかすると手で持てるんじゃないかということなのですよ。ちょっとやっぱり、町長、やはり町民の期待ですよ。今回の選挙に対しての町長がこうやって発言された、いろんところで言われた、町民と手を取り合って握手して、頑張りますと言われた期待の、あんなやっぱり手の感触をもう1回思い出していただいでですね。それで何をされて、したいのか、町民が望むものというのはもう、町長が考えることで私十分だと思うのですよ。何をしたいんだ、町民のためにつて。やっぱりその熱い思いをもう1回私は振り返っていただきたいと思うのですよ。追加補正でも結構ですので、私はきのう一般質問で言いました、けやき台の測量設計委託料、あれ復活でも結構です。ああいうのを1本上げてもらえれば、非常に町民は驚きますし、強い意志も感じまして喜ばれると思う方もたくさんいらっしゃると思います。一つの起爆剤となると思いますし、何かそれこそ大きなポイントになるかと思しますので、最終日には期待をしたいと思っております。それが無理ならせめて9月に、やっぱりそうだなと、やっぱり大きなかごがあるな、車があるなというやっぱり収穫がこれだけ上がったんだと。3期12年ですから。もうあと残りですよ4年ないわけですよ、4年切っているわけですよ、3年ちょいなわけですよ。ぜひお願いしたいのですけれども、その辺のところ町長の意気込みを。ぜひお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

いろいろ言われましても、私もやっぱり当然持続可能なというような言い方もしております。町民の皆さん方の期待も今また改めて聞いておりますけれども。そう何かをつくれというような、そういう思いでもなさそうだという感触は私持っておりますので、もっとこう内容充実といいますか、福祉なり何なりというようなことを、これも当然膨らんでくるということでございますので、子育て支援なりをもう少し充実させるとか、そういう方面で持っていきたいということでございます。当然、何かをつくるということ自体をすべて否定するわ

けではございません。けやき台の通り抜けも、あれもやっぱり当然私もきのうですか申し上げたように、これから考えてその段階というか順番というか優先順位というのもございますものですから、そういうこともここで上げるというような話ではないのじゃないかなというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

余りこれ何回も言ってもあれなのですけれども。もう優秀なスタッフがいらっしゃるわけですね。財政なんてうちの方に任せればいいわけですよ。健全財政は必ずしなければ、もう職員の方はもう身に染みて思っているわけですよ。それを町長まで言われるのは、ちょっと違うと私思うのですよ。役場の執行部の中でも、執行部と町長とは別だと思ふのですよ。今回サポートで副町長が来られましたから、そのことは任せておくと。それから、一番町民は望んでいるのは基山町に夢が欲しいと思うのですよね。将来が。人口が減っていく、企業が落ちていく、税制が下がっていくと、暗い話ばかりですよ、必ず。じゃなくて、小森町長があつてこれだけ夢が語り合えるという場面でも私は欲しいと思うのですよね。その材料は私はこの予算で上がってくるべきだと思っているのです。これはぜひ、強い要望として発言させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

町長のことについては、きのう一般質問で申し上げました。行政のあり方というか、執行部のことについてちょっとお願いなり、質問なりしたいと思うのです。

町長選挙があれば、すぐ骨格だという概念だけで予算調整をやっていないか。だから、じゃあ骨格なんていうのは何だということを詳細に分析をして、こういうものだと組んでいないから変わらないんだと思うのです。選挙はありませんでしたけれども、少なくとも5日間町長は、あるいはその前からいろんな話を、住民の話をされ、公約というか町長が掲げられたものとは余り変わっていないわけで、今までやれなかったことをやるというのが基本姿勢ですから。あるいはその、ですからそうして変わらないと思うのですけれどもね。もっと変わるの、要するに骨格予算で何なんだという踏み込み分析が執行部にないと私は見ている

のです。何となく町長は選挙があれば骨格という名前を使わないといけない、だから町長は変わられて話を聞かれて、選挙の前の話を聞かれて、ふやすだけでなく削ることがあってもいいかもしれない。そこがきちっと分析があれば、論理的な説明ができるはずですよ。かくかくしかじかでここは削ったんだ、ここはふやしたんだ。そういう行政執行部にですね、きのういろんな答弁を聞いていて深く考えていない、物事を。例えば、今の就学支援の委員会って何なんだってことを、私は後でこれは文教のですか、何かそのときに言いますけれども。しっかり考えて分析をしていないから、こういう結果になるんだろうと思うのです。きのうから言っている目的、あるいは目標ということですね、ないから。そういう感覚が欠如しているんだと思います。もっと深く分析をするように町長に御指導いただきたい、副町長に御指導いただきたいということをお願いをし、質問にかえさせていただきたいと思います。骨格予算が何かということだからね。それから、だから6月の補正というのは非常に一般の補正と違うわけですね、選挙があったときのあれは。町長は組まれて調整をされて、3月の当初予算を調整されて、そのまま町長やられて補正する6月の補正とですね。要するに町長選挙があったときの6月の補正は大きく意味が違う。なぜ変わらないかということ、最初の分析踏み込みが非常に薄いからだ。執行部にそういう体質があるからである。体質なのか行政力なのかわかりませんがね。行政力も、体質も行政力と言うならばそういう問題点が多くある。本質的な問題は。そこらあたりを町長何か御答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

骨格とは何かというようなことでございますけれども。やはり骨格、それはいたずらに骨格だということ延ばしたわけでもございません。やっぱり基本的なものは、3月末に議員の皆様方にも御審議いただいたということでございます。これは本当に基本的に、これはやっぱりもうやるべきだというようなことの、それが52億ぐらいあったと思います。そして、あとそれじゃあ私じゃなくてほかの方がだれかという場合には、これはどうされるかなというような部分がやっぱり骨格と称するやつだと思います。それが1億3千だと。これじゃあ不足だというような今の皆様方の御意見のようでございますけれども。やはりそれは、これを56億も57億もとアドバルーンを上げると、そればかりじゃないのじゃないかなというふ

うに思っております。骨格については、やっぱりどうしても決断をどうしようかというような部分、もしかしたら次にだれかなられた方がこれとは思われるような、そういうことをやっぱり先に今度の6月に補正させていただくというものじゃないかと思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

そうすると、2月に選挙があったわけですよね。3月に3月議会があったわけですよ。そこであれば、骨格なんていうことを使わなければいい。何となく選挙あるから骨格ということで事務をやってきたからなっちゃうのです。例えば、暫定予算というのがあります。必要義務経費だけ計上して次の年度開始するというやり方があります。それからあといろいろ決まればですね。だから何となくそういう骨格なんて言葉を使うと3月にはもう町長おられたわけですから。私は言ったのです。できるはずだって。2月に選挙あって、3月の補正の時はできるはずだと申し上げた。たかだかこれだけの50数億の予算ですよ。しかもほとんどが補助金だとか交付金だとか、決められたみずから意思のできないぐらいの予算。きのう内子町、90億の予算つくっていますよ。編成組んでいます。一般会計だけで。それをですね、しっかりそこらあたりを考えないということがもともとの問題なんですよ。だから3月に私は指摘していたはずですよ。予算の調整の仕方です。ただそれを、もう柔軟性のない執行部の幹部職員が変えなかつただけ。あるいは町長が変えなかつただけ。だからそこらあたりを、やっぱりきちっと用語は使わないといけないと思いますね。小手先だけじゃない。なぜこれをこういう言葉を使うのか、使わなきゃいけないのか、よくお考えいただきたい。お答えいません。

○議長（後藤信八君）

ちょっと待って。答えいらんって言ったけど。（発言する者あり）いいですか、言いたいこと言って。発言許可します。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

3月議会のおきにもお答えをしましたがけれども。今年度の当初予算につきましては、町長選挙があるということで、基本的には議員おっしゃられましたように義務的な経費と、継続事業ですね、途中でやめられない普通の建設事業のみを計上をいたしました。それで、町長選挙がありまして3月の町長さんの議会の前に間に合うんじゃないかという御指摘もありま

したけれども、予算のあの時にも申し上げましたけれども、予算の規模によってやることは変わりませんので、90億の予算でも50億の予算でも変わりませんので、あのときから町長選挙が終わりまして当初予算を編成調整するまでに時間的な余裕がございましたので、骨格予算ということで出させていただきました。骨格予算ということでどういうものを上げなかったかと申し上げますと、町長選挙がありまして、もし町長が変わられたときにやめられるような事業については計上いたしませんし、町長が新しく変わられてやるという事業がありましたら6月議会をお願いするということにして、今度のお願いしている補正予算になったものでございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

3回目。片山議員。

○9番（片山一儀君）

そのお答えはお聞きましたね。でも、私あのとき思ったのですよ。2月ですよ、選挙ね。私寝ないでもやってきたのですよ。寝ないでやればいいのか、1カ月もあるのなら。しかも継続事業それはわかります。それはどちらかという義務的なものですよ。上からのひも付きがあるやつとかね。あと必要がもし変われば、変われば、これでも私は間に合うと思ったのですよ。寝ないでやればいいのか、3月に。その計画をする段階で変わられたり、多く変わったらいけないということで大きな論争があつてですね。例えば合併をやるとかやらないとかなってくると大きく変わりますから。そうすると、確におっしゃるように大きな問題で組みかえなければいけない。でももう2月の段階で、確かに準備期間というのはわかりますよ、事務のリードわかります、リードタイムわかりますけれどもね。私がそのとき思ったのは、ああ、寝ないでやればいいのか。そう思いましたもの。しかも町長は変わっていないということですからね。まあだから、そういうことをお考えいただきたいと言うだけです。これから気合を入れてやってください。よろしく。

○議長（後藤信八君）

いいですか。では、小森町長。

○町長（小森純一君）

財政のほうからも言いましたように、やはり予算というのは12月、1月ずっと各課から積み上げてきてつくるものということ。それで2月の半ば前半に決まったから、「さあこれ

でまた組み入れてやるぞ」というのは、ちょっといかがかなと。もうそれだったらやっぱり骨格という形で6月にさせていただく。結果的には同じとはおかしな話かもしれませんが。やはりそのほうがというようなことで、私もそういう指示を出しましたものですから。職員がどうのこうのという話じゃないということは、ひとつ含んでいただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

いや、ちょっと。鳥飼議員が先。

○7番（鳥飼勝美君）

いろいろ議論があつとります。私も今度の補正予算1億3千万、金額だけじゃないけれど見て驚愕いたしました。8年間町長になってこられて、骨格予算と言われた平成24年度予算で、肉づけの今度の予算1億3千万。ということは、町長はその町政のストックというか考え、いろんな計画お持ちがもう全くないということを示されたとは私は理解しておりますけれども。基山町にはそういう今まで議会でもありました、いろんな討議がありましたことに対して、もう町長はあと極端な私の一般質問にも、平成、今年度補正予算では新規事業はありませんと御答弁いただいております。それで、ことしあと4年間の3期目の町政としての事業については、内山建設ですかね、図書館、仕上りの道路そのものとか、そういうふうなことあっておりましたけど、方向性というか3年間で道路とか具体的な事業計画、その根底をなす実施計画、総合計画、それが当初予算のときに策定されて今度いただきましたですね。その中でも見てもわかりますように、全く検討、検討なのですよね。実施という項目が全く入っていないのですよ。特に、一つ言わせていただきますと平成23年の補正予算で、専決処分で1億円収入入っていますよね。ということを考えていくと財政的から見ると、企画課長がどういうふうな財政課長になったかありますけれども、財政特に健全財政のどうのこう町長はすぐ言われます。健全財政必要なことは私十分わかっております。しかし私が基山町に足りないのは、健全財政、健全財政という名前だけであって、どういう基準が健全財政の範疇かというそういうことを私は示されていないと思うのですよ。ただ言葉で概念的に健全財政、それは非常に聞こえようがいいですよ。しかしそれでも行政事業町民の要望があるいろんな事業について全く手を上げられない。今度の補正予算、3期目の町長選挙されて全部継続事業なり国の事業のひもつきを計上されてあるだけですものね。強いて言えば、住宅長寿化関係等は私は評価いたしておりますけど。そういうことで私が思うのは、今度の4年間で町長が今度の補正はもうないから、しかもこれ以上それしかないけど今後4年間で町長がさ

れる具体的なですよ、計画。私はぜひことしの24年度にまとめてほしいのです。それは、先ほど言われましたようにもろもろの道路の整備とかありますとか、そういう概念だけで言われていますが実際の肉づけ、それに一番重要なのは私は総合計画の実施計画と思うのですよ。これを私はもう早急に整備させて計画的な実施をすると、いつまでに期限を切って。そういう事業を、推進を私はぜひお願いしておきたいと思っておりますけれど。町長は、「いやそれはもう、また検討する」で終わると。実際この図書館の問題、いろんないつまでですと。私は期限を切らないと、町長もあれでしょうけれど課長、管理職の職員の皆さんも、「いつまでって町長が言っていないぞこれ、それならまだ先延ばしでよかつちやないか」と。そういうふうなことになると思うのですよ。私は図書館についてはもうことし中にめどをつけて、来年度から建設なり改修なりいろんな面でやると。今の教育委員会と今度検討委員会されますけれど、町長の方針がそれが決まらなないと検討委員会としても答申もどう検討されるか私非常に、トップの指示が明確でないとわからないと思いますから。それでも町長は皆さんの御意見に従いまして、するという考えなのか。ちょっと私は理解に苦しみますけれども。ちょっと言い方がよくあれですけど、私としてはですよ。もう肉づけをしていつから、今検討されている行政課題をですよ、いつすると。しかし、すると言っても諸般の事情でできないこともあると思うのです、それは、当然。しかし、「おれはこうやる」と。「あと4年間でこことここはいつまでに、この事業はいつまで」と。先ほど品川議員が言われた白坂久保田2号線にしても、というそういうふうなこともですよ、含めてですよ。私は町長から各課長に指示をされて、「各課から出せ」と。「今の懸案事項について出せ」というふうな指示をされてですよ、私はこの4年間基山町のために町長がんばっていただきたいということで期待を込めておりますけれども。私はちょっとそのスピード感といいますか。それと私が言いましたように、財政のですよ、健全化とか言われますけれども。どこが、どこがどういう指数でどこまでがということを私は明示されてほしいと。ということと実施計画のですよ、特に今度の実施計画びっくりしたのですけれど、財政計画全く入っていないのです。町長御存じでしょ。今度の実施計画、3カ年間実施計画いただきましたけれども、私今まで財政の裏打ちのない実施計画を初めて見ました。こういう財政計画はないけど実施計画つくりましたということは、根本にこれは財政問題がないで町長の健全財政かと言われることを非常に矛盾というか、全く私は考えられないことを申し上げております。町長、御意見があればどうぞ。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

とにかく、これから先の計画をはっきりすると。財政も裏づけするというような御指摘だと思います。それが当然、やりやすいしわかりやすいということだと思います。しかし、きのうも申しあげましたように図書館にしてもどうするかと。そこからやっぱり検討をしていかないと、財政も考えられないということじゃないかと思うのですけれども。それをひとつ、それもきのう申しあげました今年度中には、きのうおとといですか申しあげました、今年度中にはどういう形にするんだ、どうするんだというようなことをはっきりさせますと。その辺で私も考えておりますし、担当のほうにもそういう意向は言っております。

それから全然出てきませんが、下水道に関しましてもこれはどの程度御認識いただいているかわかりませんが、これから先いろんな問題がございます。そういうことを流域、広域に対する負担の問題。このあたりも今いろいろ話し合いをしておりますけれども、これはまあ相手があることで、なかなかそれも明確にはできないというようなそういう部分もございます。それから、道路にしたって暗に一つ済んだら次やりますということ、これをもうはっきり、これもまだもう少し皆さん方とも話し合っていかなきゃ、以前のやり方というところちょっとおかしいですけれども。もう、ぼんと予算も打ち出してというような、それはそれでまた問題だとおっしゃるのではないかなというふうに思っております。それから、憩いの家、町営住宅いろんな老朽化、これも長寿命化というようなことも念頭に入れながら、これからやっぱり考えていくべきものだとということでございます。

それともう一つは、財政の健全とは何かと。これはなかなか言えない部分だろうと思います。いろんな指標もありますけれども、これがここまでが健全なんだというようなこともなかなか言えませんし。それからこれは歳入に関しましても、非常に不透明な部分もあるということでございますので、それをあえてこう上げると。アドバルーンを上げるということでしたらば、それは私も非常にうれしいのですけれども、やりやすいと思うのですけれども。まあそうした問題じゃないじゃないかと、私の思いはそこでございますから、ちょっとこうわかりづらい何か消極的だという印象がぬぐえないと思いますけれども、私はそう思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと議事の進め方について、ちょっと気になっておるのですけれども。一つは議員が質問したことに対してはもちろん当然答えていただいております、執行部はですね。ただ、議員から答弁はらないというような発言もございます。しかし本会議の中では、自分の要望は述べてはならないとなっているのですよね。それはなぜかと。審議が深まらないからなのですよ。だから執行部の考え方を必ず我々は聞いて、この議案に対する賛否を我々は問われているわけですよ。だから、議員の方もやはり本会議の中では必ず質問をすると。自分の考え方を述べて、それに対しての見解を問うと。もう答弁はいりませんじゃなくてですね。それはぜひやっていただきたい。

そうするともう一つは、執行部の方もちょっと表現は悪いかと思いますけれどもちょっと聞いてください。まあ議員からいろいろ言われたと。言わせておけと。というような態度はないかと思っておりますけれども、ぜひそういう意味では積極的に考え方なり見解なりを述べていただきたい。そのことによって、この議案に対する審議が深まりますので、いずれにしてもよろしくお願ひしたい。議長その辺はきちっとやはり取り計らっていただきたい。ただ委員会の中では、委員会はもう自分の要望もどンドン述べていいです。質問をしなくてもいい。述べていいことになっておりますので、まあそれ、ちょっと委員会と本会議違いますので。その辺は自覚しながら我々審議を深めていくということが必要ではないかというふうに思っています。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。第1項第2表、議案書の10ページ、第2表地方債補正、質疑ございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっと私の勉強不足もあるのですけれども、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

例えば、防災基盤整備事業債は充当率が75%ですよね。こういう整備事業債、地方道路整備事業債については充当率が90%と。これ充当率が変わる基準は何をもとにこれ、充当率は変えられていくのですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

これは法で、それぞれの事業で充当率は決まっておりますので。（発言する者あり）中身ですか。国が重要な施策と認定したものについては充当率は上げますし、過去それについて補助を出していたものをですね、例えば公園事業補助金とかについては全部補助を出していただきましたので、それについては補助率を下げたりしてそれを交付税で後年度見ていくとかいうふうに設計をしまして、充当率は一般的に決められております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ということは、例えば防災基盤整備事業債、これは国のほうがもうじゃあこれ充当率はもう75%なんですよというふうな決め方なのですか。それとも先ほど言われましたように、重要な工事とかそういうものについては、大判な何か決め方があるのか。それとももう、そういうふうに事業者への名目で、起債の目的でもう一定決まっているのか。それからこの充当率の幅ですね、今回の場合は75%から90%ですよ。前の場合は70%でしたか、何かいろいろあると思うのですけれども。この幅は一体どれぐらいの幅があるのですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

基本的には75%でございます。（「ほかは90%」と呼ぶ者あり）まあ、そうですね。75から95ですね。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。ほかにございませぬ。

それでは、事項別に入る前に50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

20号議案の事項別明細に入ります。

事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、11款2項1目．負担金、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13款1項1目．国庫負担金、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13款2項3目、6目．国庫補助金、ございませんか。いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13款3項3目．委託金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14款1項1目．県負担金、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14款2項5目．県補助金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17款1項2目、3目．基金繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

19款5項3目．雑入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

20款1項1目、2目．町債、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

それでは、歳出行きます。

歳出1款1項1目．議会費、ありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

歳出1款1項1目．通信運搬費についてお尋ねします。これは議会ということよりも町の姿勢について伺います。

予算の算出のときに、この通信料あたりは割引制度がある。しかもその、例えば今業者がいてですね、鳥栖と基山の郵便物を全部一斉に集めてさらに割引度を高くするという仕事をやっている人もいます。そういう中においてですね、定額で予算計上するのは基本的な町の方針なのですか。それとも割引があれば割引を掛けた料でもって積算するのが基本的な姿勢でしょうか。それが1点。

それからもう一つ。これに関連して、予算の見積もりに関連して最近私のところに、私の名前と家内と別々の二つの封筒が来ました。健康保険課から。内容は同じなのです。こちら申請した。そういうところに、経済性あるいは効率性ということを配慮しながらこういう予算見積もりをされているのか。あるいは執行されているのかお伺いしたい。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

一般的なことでお答えいたしますけれども。通信運搬費については、予算計上の際には定額で計上いたしております。だから実施の際には、例えば100通まとめて週末に出すとかいうその割引を最大限考慮した実行の仕方をしております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

見積もり方のときに、要するに適正な支出で見積もっておかないと。例えば100円のもの
が30円、あるいは80円のもので65円だったら15円の浮きができますね。その15円の浮きを、
ずっと積算していけば何千通、何万通になれば、ほかの事業の予算に計上できるはずで
す。それを、その予算の仕組み方の問題、調整の仕方の問題なのですけれども。そこらあたりは、
町長そういうやっぱり予算の効率とか、「お金がない」とかおっしゃっている、「健全性」

だとおっしゃっているけれども。お金がないときにいろんなそこで積算をしていけば、ちゃんと定額でなくて実行で見積もっていけばですね、その浮きができてほかの事業の回せるお金ができるわけですね。予算調整の段階で。そういうところはどうかお考えですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

その割引制度は実行できるのが確実なときには、もちろん議員おっしゃいますように割引した金額で計上いたしますけれども。郵便料の例で申しますと、100通集まったりすることが必ずしも確定をしていない場合については、その割引制度が利用できるかどうかはわかりませんので、もし割引制度が利用できない場合については、その予算というか、予算不足になったりする事態が発生いたしますので、そういうことをしています。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

まったくおかしいです。予算を効率的に執行するためにはですね、それを例えば計画的にここではこれだけもう出すということをするれば、100通なり500通はちゃんとまとまるわけですよ。だからそういうふうなことはちゃんと仕組みとして業務予定表できちっと仕事をしていけばですね、できるわけ。それぞれが各課に勝手にやっていけばですね、そのために総務課に郵政担当がいるのではないですか。ここはないのかな、いるはずですよ、どこでも。そういうことはちゃんと見積もれるはずですよ。

以上です。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

財政課長が言いましたように、予算は定額で出させていただきます。それと定期的に出す通知、それから書類等については把握しておりますので、例えば税の申告の部分とかそういうものについてはある程度まとまった発送が可能なものについては、もう計画的に入れております。ただ、財政課長が言いました100通につきましては、総務のほうで全部庁舎

内の郵便物については発送はまとめておりますので、もう少しあと何通か入れば割引制度が可能になる、100通以上になるということはメール等を使って各課もし出すものがあれば100通以上になりますので、それを利用して出してくださいという情報交換をしながらなるべく安く安価で発送できるような手立ては行っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

2款1項1目、3目、4目、5目、6目、7目、15ページまで行きます。総務管理費。重松議員。

○6番（重松一徳君）

5目の14節、コピー借上料。収入のところでは雑入で庁舎コピー使用料が9千円入ると。これはレンタル料、借りるということで9万2千円組んであると思いますけれども。雑入で聞けばよかったですけれども。すべて有料なのか。多分申請に1階に置かれてすべて申請なんかにするときに「コピーを取ってください」という場合に、これすべて、9千円組んでありますので、有料な部分が大部分かもしれませんけれども、すべて有料なのか。まあ無料な部分があるのかというのが1点と。

今基山町、町内、多分図書館にもレンタルのコピーあると思いますね。今何台、このレンタルのコピー機があるのか。場合によっては、これレンタルじゃなくて、庁舎内にはもう購入されたコピー機もたくさんあると思いますね。職員の方が使っておりますので。この辺、レンタルした方がいいのか、それとももう購入した方がいいのか。とかいうところの判断はどのようになっているのか、質問いたします。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

まず1点目の質問ですけれども、コイン式に予定をしていますのですべて有料です。

それと、庁舎の中にですね、買い上げをしているコピー機はありません。すべて……

（「図書館とかあるでしょう」と呼ぶ者あり）図書館もリースです、有料でございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

いいですか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

だからあの、コピーでレンタルで借りたほうがいいのか、例えばもう備品として購入したほうがいいのか。今後これ、例えば1年、2年だけ置いてくださいという話じゃないと思うのですね。庁舎の1階、いろんなこども課とか健康福祉課、申請に来られたときに「コピーしてください」という中身だと思うのですよ。そうすると、場合によってはこれもう備品で購入して、有料にするんだったらこれを備品で購入したコピー機を有料で使ってもらおうと。申請用紙1枚10円とか、コイン式でもそれはいいんですけれども。この辺までこれされたのですか。それとも、いやとりあえずもうレンタルで借りておこうというふうなところでこれ、今回判断されたのですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回のコピー機につきましては、レンタルリースで9万2千円計上させていただいてますけれども。ペイするには一月千円、千枚ですか、利用がないとペイをいたしません。9万2千円に対して使用料が9千円です、収入は100枚上げていますけれども。もし極めて、極めてというかほとんど利用がなかった場合については、撤去はできるかどうかわかりませんが、その辺も考えて一応リースということにしております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これは所管のところですので委員会でもお聞きしようかなと思ったのですけれども、せっかく町長もいらっしゃいますのでお尋ねします。

3節の職員手当。これは地元懇談会と地域担当職員の時間外勤務手当だと思えますけれども。全協の際、町長は、地域に飛び出す公務員の基山版だというふうにおっしゃいました。あの制度そのものは、実は公務外でみずから考え、みずから行動するという趣旨のものだというふうに理解しておりますけれども。この地域担当職員、これもその流れでいくと、みず

から考え、みずから行動し地区の中に入っていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

意識的には、やはりみずからということは私も思っております。その職員にその意識を持たせるというのが大きなこの目標だと思っておりますけれども。夜間とかどうしても、いわゆる業務外ということであれば、それなりのやっぱり手当や、つけるべきだということがございます。よそのケースもいろいろ見ておりましたけれども、確かにもうボランティアで出るというケースも幾つかはございますけれども。やはり手当を出すというのが多いのじゃないかというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、この地域担当職員というのは決してその区から意向があった場合にのみ動くということではないということで認識しておいてよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

制度的には、その町長の制度に対する期待の部分はありますけれども、制度的には地域自治会の支援ということにしておりますので、自治会から支援要請があった時に担当職員が出向くということになります。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そこがちょっとやっぱり納得いかない部分があるわけですね。町長はみずから考え、みずから行動する職員を育てるために、これを用いるといういわゆるマニフェストに近い形で実施されているわけですよ。でも担当課長は、「いや、それは若干違います」と、「区から要請がない限り職員は動きません」というような答弁なわけじゃないですか。この認識の違

いというのは、私はおそらく職員をかなり混乱させるのではないかと。ある意味この地域担当職員という制度をつくることそのものが何か目的になってしまうんじゃないかというふうな認識を持ってしまうのですけれども。そのあたり、町長いかがですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

必ずしも区からの要請だけじゃないというふうには思っております。それはもうそうじゃなくても、私どもが指令すると、命令するというケースもあろうし。みずからと言いますと、いろいろその辺のボーダーが難しいところもありますけれども。それこそみずからいろいろやっている、現にやっている職員もおります。役員とか何かもですね、PTAとか何かもそうだと思いますけれども。そういう飛び込んでやっているケースもございますけれども。この場合に、これに限ってはやっぱり一つの業務だと。そして業務命令だというような考えを持っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

この関連でございます。総務委員会で聞けばいいのですけれど、ちょっと町長がいらっしゃいますので。今の久保山議員とはちょっとダブるかと思います。

そもそもですね、地域担当職員の私は一つ疑問に思っているのですけれども。実施についてということ、このチラシがありますよね。私はもう久保山議員と一緒にやはり町長が言われるようにみずからですよ、地域担当職員となったらですよ、町の行政、待つじゃなくてみずからこういうことが、こういうあれがあるんじゃないですかということを進んでですよ、担当職員の方が各区の自治会なりに情報提供をしたり。これが本当だと、一番の筋と思うのですよ。今、政策企画課長は申請がなからんと何もしませんと。非常にネガティブな発言を聞いて私びっくりしているのですけれどもね。木村課長そういう考えじゃなかったのか、このごろ変わったのかなと思ったり。ちょっと不思議でならんのですが、それともう一つですね、こう書いてあるのここに。懇談会等への地域担当職員を参加しますと。それで括弧書きです、町長見てあると思いますけれど、定例の各区運営委員会には対象としませんと。これ見て私びっくりしたのですよ。結局一番地域の自治会の、一番大事な組織ですよ。そ

ういう組織にあえて括弧書きで、地区担当職員はこれに出ませんという趣旨。全く私は理解に苦しむのですけれど。町長はこれ当然見てあると思いますけれど、その内容は町長どういう判断しますか。いや、企画課長が言ったって同じじゃん、このとおりしか言いませんから。町長がこれを見られてですね、町長が指示されたのか、見ていなかったのか。これびっくりしたのですよ。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

運営委員会に出るということ。これはもう義務づけていないということです。それと言いますのも、区長会でもお諮りをいたしております。どうかということを経営委員会に必ず行くのかどうかというようなことは、区長会でもお話をしておりますけれども。まあ、その必要といたしますか、そこまではということ。それから、かえって入ってもらったらその辺がちょっと運営上自分たちも立場上困る部分も出てきやしないかというような、そういう懸念もございまして、区長会のほうからはもう出なくていいというような返答をいただいております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私がそういうことを言っているのではないですよ。通常の定例会に出なさいとかですよ、そういう意味じゃなくてですよ。結局地域計画とかいろんな、計画とか地域でしますよね。それで、ある程度まとまって「じゃあどうしようかい」って言って、定例会の時ですよ。各区の運営委員会で最終結論を出そうとしたときにですよ、地域担当職員出席できないじゃないですか、これじゃあ。これを入れておけば。足かせになって出られませんよ、これは。これでいいですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ちょっと町長の発言と補足します。今、議員さんおっしゃるとおりですね、当然そういうことをするときですよ、地域担当職員が出ないことはおかしいと思います。それで、そ

こは必ずしもその運営委員会ばかりに出るという問題ではないということを申し述べておきます。

○議長（後藤信八君）

ちょっと3回目、はい。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

だから私はですよ、こういう文言を何で入れたかということですよ。運営委員会に出席しませんということですよ、あえて入れる意味は、今課長が言われるような考えならですよ、まったく入れる必要ないでしょう。結局何をしません、かれをしませんというネガティブな考えで、こういう地域の地域担当職員配置は私は、この文言を消さんと、地域担当職員としては各区に行って運営委員会で全体の中で協議しようといったときに、これがあるなら、これに対して時間外を出したらこれ違法になりますよ、これじゃあ。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

その部分につきましてはですね、区長会の中で少し話したときに、役場職員が来てからそこで住民の皆さんは、住民の皆さんの意見をどんどん取り入れると、区は区の決まりごとがあるわけですから、その中でやっている中で町がそれを取り上げると混乱を来すという意見等ありましたからですね、それについては必ずしもその毎回運営委員会に出席するということではないという意味で書いております。それで、議員さんおっしゃられましたとおり地域担当職員は、先ほど私は申し上げましたけれども、支援があったときというふうに申し上げましたけれども、そのほかにそこに記載しているとおりに地域への情報提供とか地域のことを勉強するとかというのが書いておりますので、そういうことをしながら今後定着化に向けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

木村課長にちょっとお伺いしたいのですが。報道によりますと地域担当職員、任命をしたというふうにされています。その一覧表、例えば4区はだれとだれとだれと。その一覧表、

議会に出せますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

当然出せます。（「出してください」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（後藤信八君）

ほかにありますか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

歳出2款1項6目13節、協働のまちづくり推進事業の委託料と書いてあるのですが、これはどういう内容なのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、一つは今後の地域担当職員という新しい制度をつくりましたので、そういうものを活動するときはどうやったらいいかという、職員のほうも大分不安に思っておりますからそういうものを指導していただきたいと思っておりますので、そういう指導とか。もう一つは、まちづくり計画をつくられるときに、どれくらいの規模でつくられるかわかりませんが、場所によっては大規模でつくられるところもあるでしょうから、そういうときには直接そういうスキルを持った方に指導として入っていただきたいと思っておりますので、そういうものの委託料でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

これ二つの関連です。その地域担当職員ですね、さっきの文言ですけれどもやっぱり私、のけたほうがいいと思うのですよね。何で最初からそういった足かせとかいろんな文言入れなくて、実際行って何が起こるかわからないのですよね。ですから今、協働のまちづくりの委託料もですよ、想定をされてこういうものを予算組まれるわけですよね。だからそれは、起きてからですよ、区長という言葉を出すのはどうも私は。自治会長ですよ、自治会長ですよ。だから、区の運営委員会だから区長が行うわけですよね。じゃなくて、その後の自治会

長とかなんかとかはそれは別な話ですよ。そういうふうにはやっぱり認識をですね、課長はしっかり持たれてそういうふうなことを区長会の方もきっちり言葉をですよ、分けて言わないとおかしくなるんじゃないかと思うのですよね。だからそういうふうには混同されるから運営委員会で来られるといろんなことがあると。この区の運営委員会の中の決まりごとがあるのでしょうか。でも自治会ではないですよ、そういうのは。またこれは別な話ですよ。なんかいろんなことが想定されると思うのですけれど。いいと思うのですけれど。余り鳥飼委員が言われるようにネガティブな発想で、それは後でどんだけの協力していただくような処理はできると思うのですよね。そうでないと、二の足を踏んでしまったらやっぱり住民にとってはマイナスですから。そういうことがないように、とりあえず門だけは広い門を開けてもらって、いろんなことが入ってもらってそれから処理できるものできないものを自分たちで考えていかなきゃいけないものっていうのが協働の基本だと思うのですよね。やっぱりその辺のところ、いろんなものの発想をやっぱりそういうふうには考えていただかないと。やっぱり言葉でですね、ああやって文書で来るならばやはりおかしくなってしまう部分が、文書というのはなかなか厳しいものですからそれに拘束される部分が非常に多いので、またこちらのほうも遠慮する気持ちが出てくる部分もあるので。ちょっとその辺のところは考慮いただきたいなと思っていますけれども。

それから、推進委託事業なのですから。この何をされるか、どういうふうにつかうことができるのか。だから大規模になった場合にはこういうことができますよという、そういった資料とかそういうものを。何ができるのかというサンプルでも結構ですから。実際のこの委託料、毎年毎年使われていますけれども何が行われているかわからないし、職員へのいろんな研修とかもされていますけれども。その成果がなかなか見えてこないし、いまだにこうやって担当が決まったからそれについては何をすればいいかって。決まった後にするっていうのも、これ順番が違ふんじゃないかと思うしですね。ですから、この委託料の内容をこれ私資料でいただきたいと思うのですけれども。どういうことができるのか、どういうことされるのか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

表現が、区長って表現があれだったことは、自治会長ですね、訂正いたします。

それから、運営委員会については毎回運営委員会に出席するとかそういう誤解がありましたので、ちょっと改めて書いた部分があります。

それから、推進事業の委託の内容ですけれども。これは資料で提出させていただきます。

(「ちょっと議長、関連質問ですけれども」と呼ぶ者あり)

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

行政が、これはボランティアとそれから業務命令で行く仕事とのきちっと仕分けをされたのだらうと思うのですね。要するに職員管理という面からですね。そこらあたりを誤解されている方もおられるようですけれども。やっぱり職員管理きちっとせないかんですが。ただ問題は基山町に、今企画政策課長が自治会という言葉が使われます。県はCSOという言葉を使っております。要するに、基山町に区も自治会も設置する条例はないのですね。そういう根拠がないのにですね、言葉を軽に使うというのはこれから混乱を持つ、あるいはいろいろなことをあいまいにしていく原因になると思います。したがって、もし必要があればそこらあたりを企画政策課長新しくなられたのですから、自治会を設置する条例なり、あるいは区を設置する条例なり、きちっと根本を定めることが大事だと思いますがいかがですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

自治会については、条例をつくらなければつけれないというものでもございませんので、自治会は各地区で自主的につくられるものが自治会ですので、それについて条例でつくるとはいかがかと思っておりますので、それについては条例をつくる考えはございません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

両方二つをつくるという考え方、あるいは区というのは行政区ですよ。行政区すら定めていないので、規則でもって区長に関する業務とかなんかを指示はしているのです。だから自治会という言葉、県みたいにCSOならCSOという定義をきちっとしていればいいけれども、そこらあたりを明確にしないで常にあいまいで。先ほど私が言ったように、しっか

り分析をしないでいろんな業務をやられている。感覚的に、慣例的に。これは基山町がこれから大きく改めなければならぬ事項だと思っています。それはもう企画課長の問題ではなくて、町長の、あるいは副町長の御答弁をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

以前からこの議論は私聞いております。区と自治会、これが両方あってあいまいだというようなこと。しかし基山町では区長制度、区制をとっておりますので、これが条例なのか規則なのか、必ず条例があつての規則というようなことになるのかどうか。この辺のところはもう少し精査しなきゃいかんと、私も今こういろんなものを見ておりますけれども、その辺の疑問は持っております。ただまあ自治会というのは、いわゆるその自主性があつてその区域で自主的な活動をされるということですので、これはこれでいわゆる大きな市の政令都市、その辺の自治会ということもございましょうし。それから、政令都市じゃなくても大きくなったところでの自治会制というのがまた、それこそ数年だと思ひます、大分出てきました。それはもう、その区制だけじゃやっぱりなかなかこう管理統括できないというようなことで自治会制にしようということで、各自治会にいろんな権限も財源もお渡しするというような、そういう流れじゃないのかなと思ひますから。この辺の本当にもっとこう、その意味と申しますか、それはやっぱり精査していかなくちゃいかんというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

町長、私はよく言うのですが、もう一回自治法の条例というところをじっくり見てください。いいですか。それから自治会が最近始まった、確かに佐賀県佐賀市はごく最近です。四街道市に阿部という市会議員がいます。もうこれ6期ぐらいやっています。あそこはもっと前から自治会という制度をとっています。それから小都市では、区長と自治会長というのは別のツーキャップになっています。ワンキャップのですね、ダブルキャップの弊害を廃してちゃんとツーキャップ制をとっているところもあります。いろんなことをやっぱり根本に立ちかえてですね、行政区って何か。あるいは自治会制にしたらどうなるのかということをやっぱりもっと研究していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

14ページの5目の財産管理費の財産管理費なのですけれど。この11節ですね、需用費。修繕によると書いてありますね。空調機のオーバーホールと聞いておりますけれど、1,261万5千円。何台オーバーホールされて、どういう修理をされるか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

空調機の冷温水発生機が3台車庫棟の上に乗っております。そのうちの1台は5年ぐらい前にオーバーホールをしたのですけれども、あとの2台はオーバーホールをするというのが1,100万ぐらいかかります。

それと、そのほかのこういうユニットとかですね、オイルパンの修理とかにまた60万とか70万とかの経費がかかります。

以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そのオーバーホールをやってですね、電力節減とかそういう付加価値の高い効果もあるのですかね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

オーバーホールをして原状回復ということだと思います。古くなって効率が悪くなればそれだけ電気は余計にくいますので、現状のその新品の性能に戻すということだと思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

逆にほら今の新技術方式のインバーター方式とかございますでしょうが、逆にそのオーバーホールだけじゃなくて新設備を入れたほうが軽減になる可能性もあるかもわからんけんです。そこの辺は検討されてやってください。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。では15ページまで終わります。

16ページ、2款2項1目、徴税費。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

3款1項1目、2目、4目、19ページまで、社会民生費、社会福祉費。ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

老人福祉費の修繕料の件ですが、100万ほどの。これちょっと説明ください。具体的に。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

この11節の修繕料につきましては、99万3千円追加お願いをいたしておりますけれども、憩いの家の修繕料として上げております。中身につきましては、風呂を沸かすための重油タンクがございます。1,900リッターですけれども、それが基礎があってそこに据えつけておりますけれども、そこが消防法からいくとだめだということになりましたので、改善命令が出されました。消防のほうからですね。その基礎をやり直す部分、1回移動いたしまして基礎をやり直してまた据え直すということ。1,900リッターありますので、それが漏れたときに全部それが外に出ないように、下にたまるような構造でしかいけないということになっておりますので。そのたまる部分がですね、漏れてたまる部分が1,900リッター以上なからんといかんということでありましたので、基礎も含めまして一応やり直すということと。もう一つ、その重油タンクの横に風呂の貯水タンクがございます。その貯水タンクが、土台が物すごくさびがしてございまして、非常に危険であるということで、その土台の塗装を行うとい

うことでございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それはもう当然修理する必要あると思いますが。町長もたびたび憩いの家の老朽化も頭に入れて何とかせないかんというふうに思っているとは思いますが、もしその昨年の実績で、1年間この憩いの家の修繕にかかった費用、これどのくらいかわかればですね、説明していただきたいと思います。

それと、今後この憩いの家。老人憩いの家について、例えば9月補正とかなんとかで、またやる、修理する事業とかですね、そういう事業は何か計画が頭の中になればそれも示していただきたい。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ちょっと額、正確な数字は覚えておりませんが、昨年も23年度につきましても玄関のところのテラスを修繕をさせていただきました。それと、あとシロアリ関係と風呂場関係もやらせていただきましたので、おのおの100万程度はかかっておりますので、一応そういうことをやらせていただいております。

それで、今のところその9月補正に向けての修繕では考えておりませんが、もう結構老朽化しておりますので突発的に出るかもわかりませんが、今のところは想定をいたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

今、消防法に合わせているから、指摘を受けたからと言われましたですね。私は過去に管理者になったときに、防火管理者の講を取ったことがあるのですが、基山町の役場の方に、そういう防火管理者の資格を持っていない方が課長につかれていますのですかね。これ、こう指摘を受けるということ自体が恥ずかしいことじゃないでしょうか。そこらあたりどうなっ

ていますか。そういえばその管理を健康福祉課長のところでね、そういう施設を管理する、これ社協に委託をされているのだけれど、その管理をすべきところに管理すべき資格を持っていない方がそのポストについていること自体が私には信じられないのだけれど、それはどうなっていますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

防火管理者につきましては、職員の中から講習を受けさせて1名配置をいたしております。担当のほうは財政のほうになりますので、今財政の担当のヒラノ君が防火管理者となっております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

じゃあもしそれであれば、全部その人が点検しなきゃいけないけど。そういうことは不可能でしょう。だからそのときの責任あるポストの人がですね、やっぱりちゃんと資格を持たないと機能しないのじゃないですか。私はある労働組合……れてですね、やっぱりそういう管理者の資格、これは社会福祉法の第2種社会事業の資格も取りましたよ。自分で。通信教育受けて。だからそれがないとね、これは指摘を受けるなんて行政の恥だと思えますけれども。これはやっぱり一番トップの町長の話ですよ。お考えですよ。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに公のこれだけの自治体が指摘を受けるということは、やはりまあ恥だといいますか、やっぱりあるべきじゃないというふうには私も思っております。それがどうなのか、本当に長として各場所に管理者を置かなきゃいけないのかどうかということについては、私もちょっと認識をしておりません。だからその辺はちょっと調べさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

同じく関連でございます。この憩いの家ですね、今社会福祉協議会に指定管理として委託をされておりますけれども。この修繕費というものは、幾ら以上町の一般会計から負担しなきゃいけないという、その線引きというはあるのですか。憩いの家に関して。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

契約を結んでおります5年間ですね、その間の内容以外のことについては業者のほうでやるということで、その幾らからやったら行政とか、それ以下やったら社協でするとかですね、指定管理者がするとか。そういうことは決めておりません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これ町民会館とか体育館は決まっていますよね。何でその憩いの家だけ決められていないのかがちょっと理解できないのですけれども。今後その決めていったほうがいいのか、というその検討課題にも入らないですか。もうその都度やっぱり、これ修繕したほうがいいのかということであれば、もう一般会計から、もちろん認定して一般会計から出すという認識なのですかね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

予算査定のときにですね、ちょっとその話もたしかに担当の係長としました。金額は記憶にありませんけれども、たしか5万か、たしか20万か、5万か20万、全然違いますけれども小額の金額でした。

以上です。小さい金額です。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

すみません、調べてまた後ほど報告をさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

正確に調べて報告してください。それでよろしいですか。眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

私の認識としましては、はっきりとした金額、その線引きというのは決めていなかったと思っています。私の認識としてはですね。いや、「運用的に5万から15万ぐらいまでやったら」という話はあったと思いますけれども。それが正式に契約書にうたっているかといったら多分うたっていないと思っています。ちょっとあの、また帰って見てみますけれど。それで、契約内容の毎年890万前後で1年間お願いをいたしておりますけれども、その金額は変えないということで、5年間は変えないということで一応契約いたしておりますので。契約以外のことが出てきましたら、当然その行政のほうの手当てをするという考え方で現在行っております。

○議長（後藤信八君）

見解が双方で違っていますので、きちっと整理して、ちょっと休憩しましょうか。

ちょっと暫時休憩します。

～午前11時32分 休憩～

～午前11時41分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

時間取りまして申しわけありませんでした。

年度協定によりますと、年間5万円以上の修繕改修については町のほうで負担というふう
に契約になっております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

年間ですか、それ累計。1件当たり5万円というのですか。だからその。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

すみません。年度内において費用の総額が5万円を超えた場合というふうに記してあります。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

では次に進みます。

20ページ、3款2項1目、2目。児童福祉費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、4款1項1目、2目、3目。保健衛生費。松石議員。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと時間もそんなにないと思いますので、ここでちょっとお聞きをいたしたいのですが。（発言する者あり）いやいや、別の意味です。すみません。

9月から不活化ポリオワクチン、これは定期接種が導入されるということになっておるようでございます。あと2カ月ぐらいという中で、これをどのように町民に周知し、その辺の安全性。安全性というか、我々はまあ安全だというふうに思っておるわけですが、それをどのようにお考えなのか。県の説明会もあったようでございますので、説明をお願いしたい。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

多分、不活化ワクチンと生ワクチンの話だと思っていますけれど。やっそこせですね、国のほうも生ワクチンから不活化ワクチンに切りかえるということで、いろいろ説明会とかそういうのを現在やっております。それで、9月から切りかわるということですので、今先生たちとかにも個別にお話を、行ってから一応そういう不活化へ変わりますというようなお話

は現在、医療機関等は現在しております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

町民の人たちに対するその周知ですからね、その辺は広報きやまとか、まあどうされるか。やはりきちっとする必要があると思うので、まあそんな時間がないちょっと2カ月ぐらいありますけれどね。その辺はどのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

もちろん情報発信については、しっかり住民の方に対してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

1目7節の賃金。臨時雇賃金ですけれども。説明では、久留米のほうから来てもらっているということで、通勤費2千円掛けるの12カ月ですか、説明があったと思いますけれども。この臨時雇いの方は、これ嘱託でしょうか。それとも日々雇用でしょうか。これについて、まず質問します。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

嘱託でお願いをいたしております。それで、ここに2万9千円の追加をお願いしておりますけれど、これにつきましては当初予算では当初想定しておりましたのが、みやき町ぐらいの範囲ですね。ぐらいで想定をいたしておりましたけれども、通勤手当関係なのですけれど。それが現在は、応募が上峰町からしかなかったということで、距離が延びたということで2,400円の12月ということで2万9千円の追加をお願いいたしております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは職員の交通費を払う場合は、これ基準があると思いますね。自宅からこの役場までの基準。この基準に基づいてこれ、今回の場合はこれ計算されていますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

当初ですね、もちろん職員の通勤手当の基準でお支払いをいたしております。最初10キロから15キロで想定をいたしておりましたけれど、15キロから20キロになったということで、これはもう職員の旅費規程で計算をしてからお支払いをして追加をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。はい。じゃあ、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

22ページ、6款1項2目、5目。農業費。河野議員。

○5番（河野保久君）

すみません。ちょっとどこで質問していいか、ちょっとわからないので。この農林環境課の関連で、軽トラ市のことなのですが。軽トラ市。なのでここでちょっと質問させていただきますけれども。

社会実験ということで、去年から始まって1年かな、たって、昨日、おとつか、きのうかな。ちょっとけやき台であったときに、アンケートとられていましたよね、参加して来られた方に。その結果というのは、当然公表はされるのでしょうか。その何ていうのですか、その軽トラ市のアンケートの結果でですね、今は社会実験ということで恐らく予算はつけていないと僕は認識しているのです。違ったら言ってください。なので、もし町のほうとして、事業としてですね、町全体としてその実験でなくて一つの事業としてやるといった場合には、どこが所管になって、どこの項目になるのかもわからないし、そういうお考えがあるのかないのか。事業化していく考えはあるのか、ないのかのところの確認だけちょっとさせてください。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今議員御指摘のとおり、昨日アンケート調査いたしまして、またその場のアンケートじゃなくて、一応購入者の方にアンケートを渡して、それから郵送で書く項目が結構ありましたので、またその内容につきましては年齢とかいろいろあります。今のところにつきましては、前回の打ち合わせで実行委員会を立ち上げようということで、けやき台の区長様、それとそれに準ずる方と、それから青空市から2名、それから青空市外の方から2名。当然、当役場のほうも入るかと思えますけれど。その中でアンケートが上がってきまして、それを今後どうするかということで今議論をしているところで、事業としてするかというのかですね、今のところまだそこまでの実行委員会の中でもまだ協議はしておりませんので、このままでは今後事業をするかというのはちょっとわからないというところが実情でございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ただ、町長のほうも何かオーガニック野菜でどうだかこうちゃかっていうのは話もされていますし。そうなると、当然やっぱり事業という考え方も持ってですね、単に僕はけやき台の住人だからありがたいのですけれど。ただあれだけのことをやるのに生産者の方呼んでいただいて、一時期はお客さんが少なくて逆に申しわけないなと思っていることもあるわけですよ。そうするとですね、せっかくよかれと思ってやっていることが悪循環になって、生産者のほうもお客さんが来ないから「おれ行かないわい」。それで、生産者の方が来ないと逆に住民の人たちも来ないようになる。この悪循環で消え去っちゃうのが一番怖いのですよ。だからせっかくそういうアンケート取られたのだったら、町としても重要な事業だとして考えているのなら、何らかの形でのそういう予算化も視野に入れてですね、御検討いただければと思います。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

当然、今現在はお客さんないし販売の方、どこも少なくございますけれど。当然今後どうしたらですね、けやき台のトラック市か朝市とか言いますが、それはどうしたら皆さんが歓迎していただくかということで、予算化につきましては先ほど言いますように、まだきょうのこの段階ではちょっと申し上げられないのが実情でございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

○5番（河野保久君）

はい。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

23ページ、6款2項2目、林業費。片山議員。

○9番（片山一儀君）

お尋ねします。県支出金となっておりますが、この美しい森林づくり基盤整備交付金はどういう団体に交付をされるのか。これ1点。

二つ目は今、かいろう基山、それからきびつとの杜もそうかな。里山づくりということで、今500円県民から集めている金の交付金を受けています。補助金をですね。そういう補助金との関連はどうなっているのかお尋ねをしたい。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

まず、だれに支払うかといいますと、当然個人に支払っている状況です。財政課長も申しましたように、今回は5件でございますので、5件のうちに今回は4人。その中につきましては。失礼しました、4人ですね。5件のうち4人に支払うようにしております。

それで、きびつとの杜の500円の関係ですけれど、これとは事業が別でございますので、この中の事業としては扱ってはおりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

きびつとの杜をやっておられたかどうか知らないのですが。今、かいろう基山のほうは里山づくりということで県の補助金をいただいてやっていますね。町長が、自然があつてとか自然の美しいということであれば、このCSO団体も補助金を申請をする。あるいは行政もそういう補助金を申請をして、もっと生かせる道があるんじゃないかと思うのですが。そういう御検討は、担当課長はされているのでしょうか。要するに町長が美しいと言うからね、そういう手を、いろんな手を。これは県だけじゃなくいろんな補助金が今ありますね。自然環境保護について。そういうのを、今行政も受け皿になっていますから、それを心配りというか気遣いというか企画力というか想像力というか、そういうのがあるのかという……。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、環境のことにつきましてはですね、今のところそこまでは。そこまでと言うとおかしいですけど、そこについては今のところ補助金についての、どういうのがあるかについてはまだ認識はしておりません。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今の部分なのですが。本当に美しい森林をつくるということは非常に大事でございます。まあ、竹が入ったりいろいろしておりますが。それで今、答弁ございましたけれども5件ということで4人は個人だと。あと1件はまあどの団体か事業者かですね、になるのかどうか。その辺、どうなのでしょう。

それとあわせて、全体的に何ヘクタールの間伐なり下草刈りといいますか、そういうことになるのか。その辺も知らせてください。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

私、5件で4人と申しあげましたのは、筆数が違うものでですね、5件のうちに4人の方が5件ということでございます。

それと、今回の事業の内容につきましては、切り捨て間伐と搬出間伐。切り捨て間伐につきましては、ヒノキを0.76ヘクタール。それからスギにつきましては、0.75ヘクタール。それから搬出間伐につきましては、ヒノキを0.28ヘクタール。合計で1.79ヘクタールということで、ここの中につきましては。失礼しました。それで、場所につきましては古屋敷、それから大久保、北陣屋、西浦、柳原の箇所を施工するようしております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

もし、わかればなのですけれども。実は私も山持っているわけですがけれども。基山のふもと、横にですね。それで、基山全体のその林業のうち、手が加わっていると、そういうふうですね、きちっと管理というかされていると。いうときちっとつかめてあると思うのですけれども。まあ、もちろんこの補助金との関係でしょう。あくまで申請でね。申請せんで自分一人ですらちょっとわからないということもあるかもしれませんが。森林全体の中で、その辺の管理といいますか、美しい森林といいますか、づくりにはどのくらい現在のところされているということがわかれば。わからなければ、ちょっと後でも結構ですけれども。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

補助事業で今、美しい森林づくり行っておりますけれど。実際は今年度も3.05、実際申請しましたけれど。実際は0.79ということで、若干補助金も少なくなっております。昨年度につきましては、実績で3.89ヘクタールを間伐しております。ただ、今議員おっしゃりますように基山町の森林がどれぐらい間伐しているかということにつきましては、ちょっと今ここに資料も持っておりませんので。通常はやっぱり補助金をいただかないと、当然自分のお金で間伐とかは厳しいんじゃないかというふうに思いますけれど。まあ、補助金利用していただいて、美しい森林を目指していきたいというふうに我々は思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

関連です。先ほど農林環境課長は、例えばそういうCSO関係の補助金とか、まだ理解していないということでしたのですけれども。町長はよく協働言われます。そして、ましてやその自然が豊かということ言われます。自然が豊かというのは、決してその手をつけなければ自然が豊かではなくて、きちんと管理をしながら、運営をしながら残していくのが自然が豊かというふうに私は認識しております。そういった意味で、今あるかどうかはわかりませんが、これぜひ調べていただきたいのが21世紀の森づくり事業とかと言って、企業と市町が一緒になって、例えば町有林を管理するとか、そういういわゆる企業CSRの部分です、協定を結ぶことがあるわけですよ。県外でも各地で実際に協定結ばれております。それで私が数年前に「こういうのがありますけれど」というふうに申請した際も、実は基山町は「いや、ちょっと」というふうに断られました。そういったことも今までの経験の中であるので、ぜひこれはですね、一度調べていただきたいなというふうに思いますけれども。いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員がおっしゃられた21世紀森づくりという事業ということですが、私も今初めて聞きましたけれども。その件につきましては、調べたいというふうには思います。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

次24ページまで行きます。7款1項1目、2目。商工費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

それでは、ここで1時まで休憩いたします。

～午前11時59分 休憩～

～午前13時00分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

事項別明細、引き続き行きます。

8款1項1目、25ページ。土木管理費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8款2項1目、2目。道路橋梁費。ちょっとお待ちください、一番早い順に行きます。林議員。

○11番（林 博文君）

1目の15節の工事請負費ですが、けやき台のこの駅通りの屋根改修工事ですが。これについては、やっぱり基山町の道路としてJRなり3号線をまたいでおる橋と、下がまあ駅ですが、逆に基山駅のところもやっぱり割田アパートのほうですか、そちらのほうから基山の小学校なり中学校に朝はたくさん来られるわけですが。ああいうところは、まあ鉄骨関係ですのでまた年数がたてば危なくなったりするわけですが。そういうふうな改修工事については、町独自でしなくてはならないわけですか。これは町道として認めてあるその施設であるわけですか。基山駅にしてもこのけやき台のその通り抜けの線ですね。

それとこういうふうな国庫補助、5ページの歳入関係のところの国庫補助金の330万。こういうのの資金としての、事業費としての補助とかそういうのは、JRとかそういうのは全然出されないわけですか。どういうふうな工事をされるわけですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

けやき台駅通り線屋根改修工事について御説明をいたします。

これにつきましては、このけやき台駅通り線は町道でございますので、町が管理をいたしております。自由通路ということでその道路の上に屋根があると。その屋根の材質がルーフィングでございます、ルーフィングは劣化により亀裂がありまして、放っておきますと雨漏りが生じてくるということと、それがひどくなりましてそのルーフィングが例えば風等で飛ばようになりますと、下が電車が通っておりますのでその辺りに影響があると非常に大きな事故になるというふうなことで、早急に改修といいますか、その工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この事業費については406万8千円ですが、さっき言いました5ページの330万との関連の国庫補助とかそういうのはないわけですか。例えばJRも全然出さないわけですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

国庫金でまいります330万とは違います。あくまでも町の単独工事でありまして、この自由通路につきましても基山町とJR分の管理区分が分かれておりますので、今回追加工事をお願いしておりますのは基山町の管理部門でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことになると、町道としての自由通路として基山駅のほうの割田アパートのところなんかも今後修理関係とかそういうのも、やっぱり雨漏り関係とか年数がたてば危なくなるところも改修しなくてはならないわけですが。JRとの取り決めとか、あるいはここからここまではやっぱりそのJRの駅舎というような形で、JRがする修理とかそういうのはやっぱりきちんと何かこう規定とか、あるいは区分とかそういうのはされているわけですか。同じ。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

工事の遂行に当たりましては、当然JRの保線区と打ち合わせをやりませけれども、先ほど言いますように管理区分というのが基山町とJRで分かれておりまして、それに当然管理協定というものが結ばれておりますので、先ほどから申し上げておりますように今回基山町がやる、施工する分は基山町が管理している部分でありまして、JRからの助成といいますか補助といったものは一切ございません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

今の部分で、私も同じちょっと疑問持っておったのですが。その管理区分の件なのですけれど。その町道と認定している間については、一切合財こっちと。それで町道と認定していない部分、これは幾らかあるわけでしょう。JR管理の部分とか、さっき言われたように。例えばそのけやき台のその自由通路、基山駅の自由通路にしましても。JRはどの辺なのですか、管理は。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

よければ後ほどですね、そういった管理区分を明示しました図面がございますので、提出させていただきたいと思います。それから、今自由通路の部分については屋根のお話をしておりますけれども、当然そこにあります相中にありますですね、手すりとかそういったものも基山町のほうで修繕とかしておりますので、その自由通路につきましては屋根だけではございません。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

その辺でなかなか難しい部分はあると思うのですけれども。エレベーター基山駅に設置したときには、一番最初のエレベーターなんですけれどもね。時にはちゃんと費用分担いろいろありましたよね、3分の1ずつかちょっと忘れちゃったけれど。その辺が基山だけでですね、基山町だけで、その駅につながる道路なのによ。ちょっとすっきりしない部分があるのですよ。やっぱりそこはきちっと協定結んで話し合いの上合意でということなのでしょうけれども。何かちょっと、少なくとも半々ぐらいそのJRに持ってもらってもいいじゃないかという気持ちがあるもので、ちょっとお尋ねしたところですけどね。何かその辺の、さっき資料があるということであればきちんと出していただけるとははっきりすると。どのくらいの費用区分とか協定があるのか、その辺も含めて今答えられるなら。なければ後で結構です。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほどから申し上げておりますけれども、これは町道けやき台駅通り線ですので、町が管

理をしておるということでございます。資料等につきましては、後ほど提出をさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。（「関連で」と呼ぶ者あり）関連ですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

私は町道は町が管理するのは当然だと思うのですが。ところで、昔は国有鉄道だったけれど今は会社になっていますね、民間会社ですね。そうすると、民間会社の土地の所有権の空中設定があるわけですね。地上権が。地上権に対して町はその対価を払っているのですか、払っていないのですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

けやき台駅通り線についてですね、その費用を払っているかというのは定かではございませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

それはけやき台だけじゃなくて、基山駅もそうですよ。あそこも町道ですから、要するに向こうの地上権の上に我々が町の町道を設定しているわけですからね。この高圧線でも地上権でお金をもらっているわけですよ。当然そういう契約はあるのだと思うのです。それが通常の常識だと思うのですけれど、そこらあたりはよくわからんというのがようわからん。

○議長（後藤信八君）

どうですか、何かわかりますかそれ。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

そういうふうに予算で設定していることはありません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

2目の道路新設の本桜・城の上線の工事のことについて、確認させていただきたいことが

ありますので、質問させていただきます。

私がこちらに移り住んでからいろいろな道路、改良工事やっている中で、ああいう団地の中の工事というのはおそらく僕の認識している範囲では初めてなのかなという気がします。だから地元としても、先ほど一般質問等でも出てくる地元の通り抜けの工事もいずれ、ということもありますので参考のためにということでお聞かせください。

まずですね、僕は道路工事やる上で安全対策、その周りのですね、その辺が十分に住民に承知されて確保されなければやってはいけないというのが僕の考えなのですが。その見地に立ってですね、住民の皆様例えば防じん対策、それから音の対策、それから子供たち、それから住民の人たちの安全対策。そのようなものは、どういうふうにある。それからトラックは工事が始まったらどのぐらい通ると予測される。その辺の説明はきちんと、まずされたのでしょうか。その内容がわかれば簡略に教えてください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいますように、いろんな工事をやっていく上においては安全対策というのがそれは重要課題でございますので、今回は4月7日の日に地元の方とのいろいろの中で説明会を行いまして、その中でいろいろなご質問、それに対して可能な限り回答いたしております。その中で、おっしゃられましたように防音とほこりですね、その対策ということもありませんので、今回の本桜・城の上線につきましては3メートルのネット、防じんネットを施工するようにしております。それから、起点側にたんぼぼ保育園がございますので、当然園児の安全というものも最大限にしていかなければならないというようなことで、当然それにつきましてももし発注がなされれば業者のほうにしかるべき指導をやっていきたいというふうに考えておりますし、やはりこの工事を進めていく中には地元の方のご協力というのが最大ではなかろうかというふうに思っております。

以上です。（「トラックはどのぐらい」と呼ぶ者あり）失礼しました。今回、今年度で予定いたしておりますのは、そこにあります堆積ですね、土を2,343立米搬出するようにいたしております。それで、やり方といたしましてはその堆積土の中に石灰を混ぜまして、それで攪拌をいたしましてそれを固めて、この土は再利用ができませんのもう産業廃棄物といえますか、そういった処理になります。それで、ダンプで1日に168立米運ぶということ

すね。6台で7回運ぶということで、1日の搬出量が168立米。それを先ほどの全体の2,343立米を168立米で割りますと、約14日。14日で搬出するように計画をするように計画をいたしております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

僕は一番心配しているのはですね、けやき台の説明会もそうだったのですけれど。なにか町の言っていることがよくわからないで、ただ反対とか賛成とかって言っている人がまず出てくる、あったのかどうかということ。その十分に、100%納得ということはまず無理だと思えるのですけれど、住民の説明会の中でどのような意見が出て、それで住民の方々はまあ納得されたのかなというところが一番心配なのですが。その辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど申しあげましたように、ことしの4月7日の日に説明会を行いまして、大方の質疑として、うちで取りまとめておりますのが10項目ありました。今のため池を埋めるわけがございますので、道路をつくった場合ため池がいらないのかといったこと。それから、先ほど出ましたように浚渫土ですね、堆積土の処分方法はどのようにするのかとか。ほこり対策ですね。それから歩道は必要ないのかと。そういったことで10項目ほどいろいろな質疑がございましたけれども、それに対しましてはすべて回答いたしまして、完全ではないと思いますが地域住民の方も納得いただけたのではなかろうかというふうに私どもは思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

3回目です。お願いというか、けやき台の中でも一度何か土砂を、中央通り工事して、何の工事だったかちょっと忘れちゃったのですけれど何日か通ったことがあるのですよ、トラックが。そのときにですね、トラックは当時の区長さんたちが「昼間だけにして下さいね」それから「小学校の通学時間帯には遠慮して下さいね」というような要望を出して、それで「小学校のほうにも児童たちにもそういうことがあるよということを周知させてくだ

さいね」という要望を出したのですよ。ところが、始まって通っているときに校長先生のところへ行ったら、校長さんこんな話知っていますかってうちの区長は聞いたそうです、心配になって。そうしたら、「あれ、どういうことなのですか」ってまだ始まって初日のときにはまだ学校のほうは知らなかったというような事実があったのですよ。1日だからいいという問題じゃなくて、やっぱり事前にですね、そういう考えられるところへの周知というのはきちんとやっておいていただかないと。それこそ予測できないような事故が起こらないと限りません。その点だけは十分配慮してやっていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今の河野議員の話、その質問の中身も含めて全体的なこともいろいろあるのですが。まず、土砂をその石灰を入れて取り除いて排出して出すという前にですね、その仮設道路をつくらないといかんと思うのですよね。その期間とかも含めて、少し順序的にといいますか、というところで説明、こちら質問したいし説明もしてほしいと思います。工事請負費がですね、ここは4,100万ってあります。説明を受けたとき、4,900万かかるあとの800万っていういろいろ言われるけど、メモしながら何か私自身が数字的なものがわからなくなってですね。それと、こちらの実施計画いただきましたよね。この中には今年度の本桜・城の上線は5,200万ってあるのですよね。その辺のどう割り振りなのかというのを、まずお尋ねします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

当然そのため池まで行く仮設道路をつくらなければなりません。それにつきましては、今回は碎石をした後にアスファルトの乳剤、そういつて乳剤を（「ちょっと大きい声で」と呼ぶ者あり）アスファルトの乳剤をまくことによって、ほこりを少なくしたいという計画をしております。それから、この工事に予定いたしておりますのは4,900万でございます。4,100万といいますのは、城戸1号線に当初4,900万予定をいたしておりましたけれども、国費が思った以上につかなかったということで、その差額を4,900万円を800万落としまして城戸線につきましては4,100万といたしましたので、その800万が減額になりますので本桜・城の上線からの補正額4,900万から800万円を引いた金額が4,100万ということで追加のお願い

をいたしております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。松石議員。

○12番（松石信男君）

3点ほどちょっと確認をさせてください。今回の町道本桜・城の上線の街路工事ですけれども、あくまで仮設道路をつくと。ため池までのですね。搬出のための仮設道路なんだ。ほんな道路じゃないと。ほんな道路じゃないって言うちょっとわかりませんが。ということなのかが1点。

もう一つは、今大山議員からお尋ねになった6,400万円の工事費の内訳ですね。6,400万円の工事費の内訳。工事費というか、工事全体の内訳ですけれども。道路改良工事費が4,900万、用地購入費が1,200万、そして物件移転補償費が300万ということなのか。

3点目が、6,400万円の財源内訳ですけれども。国庫補助金が幾らか、起債が幾らか、町費は幾らなのかですね。その点まず説明ください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ため池までつくります道路は仮設道路でございます、これは補助対象にはならないということでございます。

それから、内訳につきましては資料を、追加資料で出しております計画平面図の中の下段のほうに全体で6,400万、うち国費対象1,200万。この1,200万につきましては、用地費を国庫補助対象としております。それで用地費は1,200万、補償ですね、そこにあります農業用計画にあります農業用倉庫、それから消毒用の水槽、それと立木の補償分を300万予定をしております。

それと、起債の対象になりますのは1,200万円の90%でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

いや、私の聞き方が悪かったのですかね。6,400万円の財源内訳を示してくださいと。国庫補助金が幾らで。全体の事業費は6,400万でしょう、全体の事業費は。用地買収、移転、

それから工事で、国庫補助金が幾らで、起債が幾らで、町費が幾らかということを示してくださいと言っているのですけれど。はい。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

その中で全体が6,400万円ですね、うち国費、国費というのが補助対象額です。それが1,200万円でございます。ですから、6,400万円から1,200万円を引きました5,200万円は単独費になります。しかし、そのうち1,200万円の90%については起債の対象になるということでございます。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

1,200万掛け90%ということで、1,080万円でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それは、国庫補助金が1,200万で、起債が1,080万で、町費が5,200万引く1,080万ということですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

そのとおりでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

まずこれ町長に。（「さっきから、最初から挙がっていた」と呼ぶ者あり）はい。（「いえ、いいです。最初から久保山議員挙がっておったから。いいです、結構です」と呼ぶ者あり）いいですか。

まず、ちょっと町長にお尋ねいたします。第4次総合計画に載っていないこの本桜・城の

上線を、緊急性の立場からつくるということでした。にもかかわらず、まずそのなぜつくりなきやいけないかというその緊急性の理由を教えてほしいのと。それだけやっぱり重要な道路であるという認識であれば、なぜ今月の全協のときに資料なり何なりという、まちづくり推進課長の説明なりという説明がなかったのかなということ。これを1回目でお尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

総合計画には載っていなかったということでございますけれども。やはりあれはもう10年間のスパンでということで、その都度やっぱり自主計画というような形でまた挙げていくというようなことになっており、あれはまあトータルの考え方だということだと思います。それと、なぜ急ぐかということでございますけれども。これは長年の水利権の問題がございまして、それが急遽もうなくなったというようなことももう一つのきっかけで。あとはまあ安全性といいますか、あの辺の堤防が決壊とかというような大きな木が張り出しておりますから、そういう危険もあるというような指摘も以前からあっております。それとまた、衛生的な面、牛ガエルがおるとか、大体衛生上よくないとかというようなそういうことも以前から言われておりましたので、それで急いだということでございます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。（「いや、全協でなぜ説明しなかったかという」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

全協がございましてから毎月今会っておりますから、そこで本当ならば詳しく説明するということだったとは思いますが、それはちょっとそのいたしておりませんでしたので、申しわけございませんでした。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

御存じのとおり、この1期目の議員はですね、今回初めて本桜・城の上線というものを審

議します。前回上がってきたやつは、あくまでも不動産鑑定料でした。それで、私たちには何の資料もないわけですよ。要するにこれ全体計画が何年なのか、全体として幾らかかるのか、そのうちの今回はこの部分ですという資料さえ一切持ち合わせてないわけです。この資料というのは、まず出るのか出ないのかというのが一つと。

次にその地元説明会で10項目の質問が上がって、それに対して答えたということでしたけれども。その資料も出せるのか出せないのか。この2点をお尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

全体的な金額というのは出ておりますけれども。その中で、当然国費対象事業でございますので、国費の今の予定のところに入れておりますけれども、御存じのように大変査定が厳しくてですね、思ったとおりに国費が参っておりませんので、ちょっとそのあたりの計画が遅れるのではなかろうかというふうに思っておりますので、全体は差し控えさせていただきたいと思います。

それと説明会の、私が先ほど言いましたのは要約した分でありまして、会議録ですかね、会議録につきましては出させていただきます。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

全体計画はなかなか把握できないということでしたけれども。これは国庫補助がなくなっても最後まで、町費負担でやり通すのかというのは、すごくその答弁を聞くとですね非常に不安に感じてしまいます。それでこれ地元の方にもそういうところまでちゃんとお伝えしているのかどうかというのですよね。「いやお金が、国庫補助がなくなったんで、いやここで今回やめさせてください」ということにはならないと思うのですよ。それで、でも今の答弁を聞くと何かすごくやっぱり不安に感じるのですよね。それはまあそれとして、実際今たんぼ保育園が駐車場として現に使用されています。これ工事が始まったら当然立ち退かなきゃいけないわけですよけれども。これに関して、例えば代替地をどうするのか、それは町が関与するのか。それとも町がちゃんとこの移転補償費かなんかをまた別建てでつけて、工事して、駐車場を確保するのかどうか。このあたりを、お尋ねします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今、現況を申し上げますと、道路の幅といいますか幅杭を打ちまして、地権者の方に確認をしていただいております。それで、御存じのようにたんぼぼ保育園側にはその所有者の方が有料駐車場としてお貸しになっておりますので、そのあたりでたんぼぼ保育園のほうにも道路の計画があるというふうなことでお話をいたしておりますので、その代替措置はたんぼぼ保育園のほうで用意されると思っております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

2、3。1点はですね、もともとこの道路はこの池を埋めてほしいという要望があって、水利権の問題で埋める。ところが埋めるよりは、道路をつくったほうが補助金が出るから道路をつくると。こういうことで始まりましたですね。その間にいろんな請願が出ているわけですよ。ここに住んでいる方ですね。まずここで質問なのですが、今ここに出されているその計画平面図というのを出されていますが。要するに説明資料じゃないのですね。事務屋さんの手元資料をここに出されているだけなのですよ。議会に説明をしよう、グランドデザインはこうなっている、ということの一部じゃないのですね。これだけぼんと出しただけで、これはあくまで事務屋さんの資料です。我々に説明しようとする気がないんじゃないか。これは、議会に説明しようと思ったグランドデザインはこうなっています、こういう要望がありますからってことで説明しないとですね、説明資料にならないです。まずそれが一つ。

それから二つ目は、その上に仮設道路をつけて道路土砂を運搬するという説明があったのですが。上と下を検討されたのでしょうかというのが私の疑問です。なぜかって言うと、上のほうにはたくさん住まいがありますね。どうせこの道路をつくるのであれば、下からつくったほうがその通らないで、あの距離がたしか短いんじゃないかと思うのです、下からのほうが。同じぐらいの距離かな。要するにその比較をされたのかどうか。一つの案は、池から下へ運び出す。二つは、池から上へ運び出す。そのときの利害、特質は検討されて上へ持っていかれたのだろうか。（発言する者あり）それ、そういうことを検討されたのが二つですね。

それから三つ目はですね、全部わからないと申し上げたのですが。我々に説明があるときは、例えばこの池の道路をつくった両側は、こういう住宅地で売るとかね、あるいはその池辺公園にするとかいう案が今までありましたね。それはどうなっているのか。それから、この将来できるときに非常にがけ地がありますけれど、神の浦、その土砂が流れる対策はできているのか。それから、皆さん地元の方から騒音がね、出るから何件か請願出ていましたね。だから向こうへつけかえできないのか、ちょっとこっち寄せないのかというふうな対策が、要するに防じん、防音ですね。住んでいる方の、あそこ3人ぐらいたしか引っ掛かっていると思います。駐車場のこっち側ですね。だからそこらあたりが、どう配慮されているのか。そこらあたりの説明がないのですが、今3点少なくとも説明してください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これまでの道路改良の中で、城戸線も一緒ですけれども。資料として出してきましたのは、ここに提示しております計画平面図であったと思っております。

それから2点目の仮設道路の起点側と終点側というようなことだと思いますけれども。仮設道路は起点側から、起点側と言いますのが図面でありますようにたんぽぽ保育園側ですので、そこから池まで仮設道路をつくりまして、その堆積土を搬出するというございます。

それから3点目の跡地利用につきましては、また今年度から工事が始まるわけでありまして、今後そこを更地になったときの利用につきましてはこれから検討をしてみたいと思っております。

それから4点目の騒音とか、その配慮ということでございましてけれども。図面でありましておりに南側のほうに住宅地がございまして、その道路の法線といいますか、それは最大限その住宅の方に配慮をいたした法線となっております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

今まだ抜けているのが、池を埋めた後の活用ですね。ここらあたりのランドデザイン。

最初に住宅地にして埋めようとか公園にしようとかいう案が出ていました。そこらあたり出ていない。それで、まことに申しわけなかった、私が。一つおわびをします。それはですね、わいの常識ではずっと北が上なのですよ。それでよく見たら北が、この北図がかいてあるけれど、下が北になっておりましたね。これ見落としていた。だから、答えていないのは両方比較されて、こっちがいいから向こうの大きい道路のほうへ出したんだよという答えが、比較がなかったですね。こっちへ出しているというのは。私は、当然両比較があつて、要するに上の神の浦ですかねあそこ、大山さんのところへ出るところへ行くのか、こっちの下のたんぽぽ保育園行くのかを検討されましたかという質問したけれど、それはなかった。

それからもう一つはですね、一番これは私行政の行政力と言っていることなのですけれど。今までこれしか出していませんでしたというのはね、違うんだと思うのです。それは今までそういう説明をしたこともない人、ほかのことを知らない人が多分議員さんで、今の人は違うですよ。今までの人が議員さんがね、いなかったから。要するに全体を説明してですね、部分を説明しないとわからんわけです。そういう意味で、これは今までこうだったというのは説明にならない。町長が例えば県にお願いに行くときにですね、こんなものを1本持って行ったって絶対通りませんよ。だからお金が思いつかないとこね、思ったよりつかなかったというのは二つあります。財源がなかったということと、説明が悪かったことです。その必要性をちゃんと担当官に説明できなかつたことです。我々は大蔵省へ行って説明するとき、主計官に説明するときにはね、もっと膨大な資料を持って行ってやりますから。必要な金は通らないかんですから。つかなかったでは済まない。そのためにも、こういう資料だけでやられたんじゃわからんということです。今までこうやっていたのではなくて、これはまあ今、我々今本当に幸いに県から副町長がお見えになりましたから、これからそこらあたり変わっていくことを期待しているのですけれどもね。やっぱりそこらあたりをね、説明していかないと。今、久保山議員からあつたようにですね、よくわからん。ランドデザインがあつて、説明の仕方からまたひとつ御検討いただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

この問題だけで40分になっていますよね。こういう重要な案件なんですよ。だから先ほど久保山議員が言うようにですよ、この本会議でこういう事務的な話はですね、私は全協なり

で十分議員も初めての方もいらっしゃるし、そういうために全員協議会毎月開かれているのですよ。こういうのは当然出すべき、まあ本会議主義で町長がここで言ったらよかと言われると、それからいりませんが、私はそういうこと町長なり担当課長が強く認識していただいてこの時間40分。私はちょっとだけですけれどね。結局そもそもですよ、この町政を二分したような大議論になったこの本桜・城の上線のをですよ。を、町長がことしから実施されると、されて非常にいいことなのですよ。地域環境もよくなるし、いいことですが、この全体の事業費がわからないで事業される不安。町長はどうも思われないのですか。久保山議員が先ほど言いましたように。ことしだけ6,400万ですよ。10年間なのか3年間、5年なのか。年度別計画も出ていない、全体計画もない。それに基づいて町の公共施設整備基金を幾ら使うのか。起債がどれだけあるのか。国庫補助がどれだけつくのか。全体事業が10億なのか5億なのか全くわからないで町長はこの事業をスタートされるんですか。先ほど課長は「全体事業わかりません」と。私は不安でそんな事業はやめるべきと思います。これされたら町民はたまったもんじゃないですよ。今ことし5千万の公共施設整備基金使っていますよね。それでこれされるというなら5千万使って来年補助が付きませんでしたということが。まあ恐らく今公共施設整備基金10億ぐらいあるんですかね。もうすぐなくなりますよ、こういうことじゃあ。やはりここは国庫補助なりをどういうふうですと。私ちょっと端的に課長に、考えてください。この補助は社会資本整備総合交付金と、こういう補助制度があると思うんですよ。だからそれが不安とかって、ね。だから全体計画つかめないと。そういうことが、私はあり得るだろうと思うんです。そもそもこれが何年計画で総事業費が5億なのか3億なのか10億なのか、いつまでかかるのか。私がいつも言うようにその全体、全体を把握しないでこの事業を遂行することに非常に疑問が生じます。私は早急に全体計画と全体事業費、財源内訳をすぐ出していただきたいと思いますよ。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

大変すみませんでした。私の説明の仕方が悪かったのですけれども。全体事業費、それと全体のこの工事の区間というものは、今のところの予定はございます。当然それを示しませんと国庫の補助対象になりませんが、私が言いたかったのは、その中で国費の分があるわけですが、国費というのが我々が考えておるような配分では来ないのではないかと、

来ないというふうなことに大体なっておりますので、そのところが明確にしたものを出せないということでございますので、全体、議員おっしゃいますようなそれにかかります用地費とか工事費ですね、そういったものについての全体の計画を出すことに関しては出させていただきます。

○議長（後藤信八君）

ちょっと待って。よろしいですか、今の回答でいいんですか。（発言する者あり）小森町長。

○町長（小森純一君）

今回の全協でも、今回というかその前でももっと議員の皆様方にお知らせというか、それをするべきだったということは、もう確かにやっていないということは申しわけございませんでしたとさっき申しましたけれども。新議員さんはそんな詳しく御存じないと思うけれども、前の議員さん方にはあれだけこういろいろあったはずですから、あったんですから、そのところは全体的なご説明はしておつたろうという、その気持ちで全協にも出さなかったと。それはもう申しわけないというふうに思っております。

それから全体計画、これはやっぱり課長が申しますように、当然上がらないと進みませんから、それはありますよ。ただ言っていますのは、その国庫補助がなかなか思うようにはなかなか来ないものだから、その期間がいつまでかと言われてもちょっとその辺が不透明な部分があるということ。そして、まさか全体価格出してありますから、それが補助が全く打ち切られるというようなことでもない。それはまあ、とにかく進めていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ちょっと私まだ納得いきません。結局ですよ、今の場合だとその何年計画かも決まっていないのですか。それで、その決まっていないのは補助対象になるかならないか、補助がつくかつかないかわからないから、ならないと。しかしこれ社会資本整備総合交付金ということで国ほうがですよ、非常に今までは使いきれなかったのは国庫補助返還だったのですけれども、これは来年度にそのまま使えるような新しい制度ができていますよね。今まで使いきらやった国庫補助はもう翌年度返還しなさいとかって、これ翌年度にまた使えるような新しい

交付金制度ができていますよね。だからそれによって積算し、県のほうにも担当に財政課とも提出されれば、これが見つからないとかつくとかというふうな不安定要素はないんじゃないですか。当然これは計画として、だからそもそも私は何年間、何年計画でされる予定なのかと、事業計画は全体の財政計画事業計画出ていると思いますけれどもですよ、それを何で出せないの。それを議会に出さない根拠は私はわかりませんよ。この前の城戸1号線のとくにも全体計画出されましたですよ、前回のは。総事業費が幾らで何年度で。だからこんなに重要なものは全体計画の、全体計画出して総事業費が幾らで何年間で、それは経済状況で変わることもあると思いますよ。しかし現時点でのその全体的を出さなくて議会で審議されます。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

ちょっと暫時休憩します。ちょっと答弁も調整していただきたいし、確認もしてください。どの程度まで過去説明しておくか。

～午後1時49分 休憩～

～午後1時53分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

貴重な時間をお取りいただきまして大変申しわけございませんでした。

それでは、今こちらのほうで考えております本桜・城の上線道路改良工事の年次別の事業費ということで御説明をさせていただきます。

現時点での計画は今年度から平成28年度まで、全体事業費が2億5,950万円、そのうち補助事業が7千万円、単独費が1億8,950万円ということで予定をいたしております。なおこの資料につきましては、後ほど提出させていただきます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

もともとですね、埋め立てという要望で対応しよう、それが補助が当時5割ぐらい出るとかなんかおっしゃっていた気がするのですけれども。意外と出る。だから道路をつくったほう

がいろいろな生活の便、いろんなことで防災上もいいという話から出たのですが。今課長が思ったより出なかったというお話ですね。2億5,900万のうちの7千万しか補助が出ないとなるとですね。本来この事業を総合計画にもない事業を本当にどうつくることをやるべきかどうかというのをもう1回見直さないかんのじゃないですか。道路をつくらないで本来だったら埋め立てだけをやって、いろんな蚊の発生を防ぐとか、いろんなことをもう1回見直す必要性はないのですか。もう補助金が見つからない、補助金はもっとつく予定、はずだった、だろう、よかろう、はずだ、なんてね始めた事業ですから。つかないとすると、もう1回本来の姿に戻さないと。税を使うことにならなきゃ、自前の金でやらなきゃいけないんじゃないですかね。特に埋め立てだけだったら1億かからなかったと思う。9千万ぐらいでたしか終わる予定だったんじゃないかと思えますけれども。まあ、私の記憶が間違っているかどうかわからないけれど。まあ大体痴呆老人になる年齢ですから、忘れてるかもわからないけれど、それぐらいだったと思うのですね。そこら辺を見直すということ。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

片山議員がおっしゃるように、もともとは埋め立てというようなことが目的でございました。しかしその埋め立てをするには、やはり道路をつくらなきゃいかんと。それは仮設であるか何かというようなことだったのですけれども。仮設だと全く補助も出ないということでございましたので、仮設じゃない道路をつくって、そうすると後々今度それが利用できるからというような。そういう流れだったということでございます。それで、その補助がつかなかったらもうやめるのかという話では私はそうは考えておりません。やはりこれは、埋め立てというような一つの目的がありますので、それはそれで進めていく。そして、補助も要求していくというような形で進めたいというふうに思っています。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

所管のところは余り言いたくないのですけれども。こんなこんな、やっぱりよくないですよ。それで、お願いします。課長さんはですね、これは前任の前任の方からあった話です。そこからやっぱりですね、こういった重要案件であれだけ長くかかっている話がやっとできた

のですから、それだけやっぱりいろんな議会で、委員会でも請願書を受けてそれで参考人来ていただいて審査もしているわけですよ。請願書を除いたわけですよ、受けられんということ。そこまでやった事業なのですよ。やはりもう少し深く調べていただいて。それで逆にですね、こういうものいりませんかというような資料をですね、こっちから言われるよりも先に資料を出していただきたいと私は思っております。ですから、事業計画にしても総額は2億5千万ですけども、補助金とか率は下がってはいるけれどですね。道路の改良についてはこれだけ出ますよとか、そういう詳しい説明ですね。埋め立てだったらこれだけかかりますと、総事業費の中でもやっぱりそれだけの詳しい資料をもってここに臨んでいただいて、こういった鳥飼議員が言うようにもう50分たっていますけれども。そういったことのないように、じゃないと我々が今まで議論したことが何もないわけですよ。継続ですから、こういったものは。やっぱりつながりがありますし、そのとき時々で審議しなければいけないことがたくさんあるわけですから。ぜひその辺のところを、大変でしょうけれどもぜひお願いをしたいと思います。そうでなければ、我々はこうやって議論しているものが全くなくなってしまうと私思いますので。ぜひこれはお願いしたいと思います。また町からもご指導いただければと思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

では、次に進みます。8款3項3目、27ページ。都市計画費。（発言する者あり）松石議員から、えっ、河野議員。すみません。ちょっと見ていなかった。

○5番（河野保久君）

事業としては、公園の遊具の更新とバリアフリー対策事業ということで2年間になってわたるということは承知しているのですけれども。具体的にバリアフリーってまず、例えば僕はけやき台なのであそこの猪ノ浦児童公園で言ったら、どういうのがバリアフリーの工事の対象になるのかって、その辺がちょっとわかったようでわからないところがあるので、教えていただけますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これにつきましては、バリアフリーと言いますのは、俗に言われておりますバリアフリー法、正式な名称は高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というものがございまして、それに関します法律を都市公園の中でもそういった障害者のある方とかいろんな方が円滑に移動できるようにするというのが、ここで求められておりますバリアフリー化でございまして。その例えば猪ノ浦児童公園で言いますと、そういった例えば車いすの方とか、例えば足の御不自由な方とか、そういった方がその公園のところまで何の障害もなしに移動できるようなスロープ化と申しますか、そういった工事が対象になろうかと思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

例えばあそこ、公園の1丁目のほうのコミュニティ道路のほうから入って、坂になっていきますよね。ブランコがあって、坂になって。あの辺もそういうだれでも、いわゆるその体の不自由な方、車いすの方でも、それから足の悪いお年寄りの方でも、そういう方が無理なく通れるようなスロープ工事をするという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど議員おっしゃられました個別なところを、今おっしゃられておりましたけれども、それをその中で委託料でも上げておりますけれども、そういった個々の公園のところでも最善の方法と申しますか、そういったところを現地を通させてそういったどなたでも利用できるようなスロープ化といったことを検討していくというのが今回の事業でございまして。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

3回目なので、ちょっと要望も入れさせていただきます。古川県知事は、ぼくどこかのあれで聞いたことがあるのですけれども。要はバリアフリーじゃなくて、もうユニバーサルデザイン。だれもが何ていうのですか、安心・安全で使えるものにするというのは、もう社会のこれは配慮じゃなくて社会に対して前提であるというお話をどこかの講演会でされている

のですよ。県知事自体そういう認識を持っておられて、いろんな事業を進められているとぼくは解釈しています。それが一つに、駐車場の何ですかあの優先のあれであり。あれは佐賀県が初めてですよ、たしかああいうことをやられるのは。そういうような県であるのだったら、バリアフリーと言わずにユニバーサルデザインの何ていうのですか、最終的には公園。だれでもが安心して使える公園を目指すというような意気込みでやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

回答しますか、いいですか。松石議員。

○12番（松石信男君）

いまちょっと説明を受けて。今の件です、すみません。受けたのですが。私これ、緊急総合支援と載っているの、よっぽど何か問題があるのかなと。今のその児童公園なりのですね、あり方にですよ。よっぽどやはり問題があると、ということで緊急にやらないかと。国からお達しが来たっていうと、まあお達しが来たというのはちょっと語弊がありますけれども。まあ要請があったということなのかですね。それが、その理由を聞かせてください。

もう一つはですね、この公園ですね。児童公園、それからもう一つは何て書いてありますか、近隣公園。まあいろいろ名称あるのですよ。それともう一つ何かあるかな、公園。ちょっと。つまりその基山町にあるそのいわゆる公園。これ全部で何か所ありますか。

○議長（後藤信八君）

1カ所で答えられるかな。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まず第1点目の緊急総合支援事業ということの、その緊急ということでございますけれども。これにつきましては、当然公園につきましても長寿命化計画を立てなさいというふうな指導がっております。これにつきましては、25年度にやりたいというような方向を持っております。しかし、それまでにそういった長寿命化計画を立てる時間が足りないという自治体におきましては、24年、25年につきましてそういった事業をやっていいというのがこの事業でございまして、平成26年度からはそういった長寿命化計画を立てていないと補助対象にならないというふうなことでございます。

それから、（「公園の数は」と呼ぶ者あり）基山町にあります公園につきましては、全部

で10カ所でございます。児童公園が6カ所、それから近隣公園が2カ所、それから総合公園が1カ所と、黒谷緑地の1カ所で合計10カ所でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そういう26年度からその公園も長寿命化計画を立てないといかんと。ああ、そう。ということで、そのためにもはよう24、25でやらなかと。その長寿命化計画、この24、25年度でこの事業をやらないと長寿命化計画は立てられないという理解なのか、ちょっとすみません。

それともう一つ、全部で6、7、8、9カ所かな、と言われたけれど町が管理する公園はあちこちあったでしょう。公園は、あちこちあるじゃないですか。子供の近くで遊ぶ公園とか、小さい公園とか。その辺も含めて何カ所あるのかということなのですが。わからなければ、ちょっと急に言われてもという、わからなければそれは後で資料等いただければと思うので。というのはですね、やはり非常に住民の方の要望としては、やっぱり子供たちはそれは遠くの公園で遊ばせるという手もありますけれどね。小さい子供たちはやっぱり近くの公園遊ばせて、それを充実させてほしいと。今非常にこの間、皆さん御存じのとおりさまざまな遊具による事故がありまして、相当撤去しました。ですね。それで、それに対する住民の人の何か不満というのですかね、それは危険なことはわかるけれどもせっかく子供がね、例えば滑り台で滑るにもいつの間にかもう撤去されておった。まあいつの間にかじゃなくちゃんと言っているのでしょうけれどね。まあ、そういう不満があるのですよ。だからその辺もやはり十分見直して、やっぱり充実させるところは充実させていくと。そういうことが私は必要だろうというふうに思っておりますので、全体でそういうことで、全部で何カ所なのかということ。それ答えなければ後で結構ですから。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

私は公園の数を10カ所と言いましたのは、あくまでも都市公園の10カ所でございます。

（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

答えられますか、ほかに。ほかに幾つ公園があるか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

町の管理では都市公園のほかに児童公園、こども課が管理しております児童公園がございますけれども。ちょっと正確な数は、ちょっとありませんが。大体20カ所程度の児童公園があります。ああ、18。ただ今回、ちょっと予算には上がっていませんでしたのでちょっと資料は準備しておりませんが、一応ございます。（「さっき言った私の理解が悪い、長寿命化計画との位置づけ、24、25のなんかよくわからない」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

私は長寿命化計画と言いましたのは、これから建てる、例えば基山にも総合公園がございますけれども、総合公園の中にも体育館、それからグラウンドとかそういったものがございまして、そこが老朽化に伴って例えば更新することが必要になる、生じた場合にはそういった長寿命化計画を立てておかなければ、今後平成26年度以降はもし補助対象として申請するときには対象にならないということでもあります。しかし、先ほど緊急との御質問に関しましては、そういった長寿命化計画を立てるまでの時間が足らなくても、24年、25年度で緊急を要する例えば遊具、そういったバリアフリーですね、そういったものにつきましては長寿命化計画を立てていなくてもその補助対象として工事施工をしていいということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

この国、県支出金が1千万、地方債が900万。これほとんどこの事業だと思うのですけれども。聞いていてですね、都市公園、いわゆる公園法で都市公園だとか児童公園区別がされていますよね、目的が違うから。それで今、その都市公園について今説明聞いたら児童公園が6カ所で何とかグリーン、黒谷1カ所と総合公園とか言われましたね。一つは総合公園が都市公園に含まれているのかどうか1点質問。

二つ目はですね。要するに今整備地域を見せてもらったのですが、秋光川から南は全然一

つも上がっていないのですね、都市公園が。それで、私が疑問に思ったのはその優先順位、優先順位の決め方、何をもって優先順位を決めたのか。例えば、伊勢前地区もありますね。最初これ児童の、説明のときに児童のバリアフリーとおっしゃって、きょうは児童の遊具とおっしゃって、きょうは老人のバリアフリーだとおっしゃった。そうするとですね、じゃあ老人がここは多いから、あるいはもう一つはここはこれだけ壊れているから優先順位にしたのか。あるいはここは子供が多いから優先順位を上げたのか。その今地図をいただいた中に、秋光川東西の線、秋光橋から東西。秋光川じゃなくて秋光橋東西の線から南には1カ所もないのですよ、計画の中に。それから上に絵が描いてありますね、けやき台の一番北からずうとこう書いてあります。だからこの選択したときに、優先順位はどうされたのか。例えば秋光川の南、私が知っているだけでも二つぐらい都市公園がありますね。だからそこらあたりは入っていないので、優先順位はどうなっているのかというのを伺いたい。

それから、総合公園を説明されたけれど総合公園というのは都市公園に入るのか。これ都市公園と書いてありますからね。よろしく伺いたい。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

結論から申し上げますと、総合公園は都市公園でございます。児童公園とか近隣公園とか言いますのは公園の面積ですね。面積に基づいてその、何て言いますか公園なら、種類、種別と言いますか、それが設けられておるということでございます。

それから秋光から南ですかね、そこに今回対象となっておるのがないということですがけれども。今回は、向田児童公園を除いてはすべてこの対象といたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

向田というのはあそこの公園ですね、あるのですがそこが入っていなかった。当然この園の中にですね。だから優先順位は何で決めたのかと聞いているのが私の問いです。どこを入れたか入れないかじゃない。何でこの優先順位を決めたのですかというのが問いです。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

その優先順位という中に、向田児童公園が入っていないということをおっしゃっているの
と思うのですけれども。ほかの公園はすべて入れておりますので、別に優先順位とかそうい
ったものは考慮しておりません。ただ向田児童公園につきましては、その遊具と申しますか
そういったものも比較的新しいということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

対象がこれだけあります、お金がこれだけです、可能性ですね。必要性が対象です。可能
性はお金です。そうすると優先順位をつけなきゃいけない。だから向田が新しいから外した
とか、だからその比較要件として整備状態を考慮したよとかね、だから外したよとかいう説
明がないと。例えば長野地区にですね、本当に都市公園がないのかどうか私知らないから言
わないのですけれども。私知っているのは向田とですね、それからあれも入っているんじゃ
ないかと、グラウンドかな、あれは入っていないのかどうか知らんけど。11区の裏のグラウ
ンドがありますね、あの後ろに児童公園がありますけれども。そこらあたりがね、ちゃんと
必要性を全部上げて、あと可能性からこれだけこういう優先順位で決めたと説明がないとわ
からないと申し上げているのです。だからそれは、新しいから、そろっているから外したと
いうのだったら、新旧度、整備度で優先順位をつけましたと説明があればずっと理解でき
るのですよ。ただ、あそこの向田で言えば、昔鉄棒があったけれど鉄棒廃止されました。シー
ソーがあったけれどシーソーもなくなっています。それ必要かどうか私わからないけれどね。
そのように、変化しているのになぜ上がらないのかな、上がっていないのかな、ということ
なのです。だから優先順位はどうして決めたのですかと聞いたのです。ようやくわかってい
ただけましたですかね。優先順位を説明してください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

遊具が新しいということで、今回は対象としなかったということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

では次にいきます。28ページ、8款4項1目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

29ページ、8款5項1目、住宅費。松石議員。

○12番（松石信男君）

長寿命化、町営住宅等の長寿命化計画について策定業務委託料ですね、それについてお尋ねをいたします。

実はこれにつきましては、私も昨年度9月の一般質問、それから同僚議員の鳥飼議員もですね、求めてきたところであります。それで、町営住宅基山町御存じのとおり園部団地、割田、本桜、全部で247戸あると。非常に老朽化してきているんじゃないかという中でですね。建てかえがすぐできればいいんだけど、そういうわけにもいかないだろうと。財政的な問題ありますし。国の計画も、そういう方針も出ていると。早く建てたらどうかという提案をして、特に老朽化の問題なのですね。とともにですね、老朽化に伴うさまざまな問題が提起されているのです。例えばその高齢者に、ますますいわゆる高齢者にどう適した、対応した住宅をつくるのかとか。階段の上り下りがきついか、高齢者に対して上から下に引っ越してもらおうとか、それからエレベーターつけるとかですね。それからまあ、浴室、台所、配管などがもう老朽化していますから、その辺の問題とかですね。さまざまなその建築補助の対象基準も改正されましたし、そういうのいろいろ問題ありまして提起したところであります。一つは、私が今述べたような内容を目的とした計画なのか。もちろん資料いただいておりますので、こういうことをやりますよということで計画出されたのか。そういうのも含まれているのかどうかというのが1点ですね。

もう一つはですね、そのときも申し上げたのですけれども、町民の方からは町営住宅ふやしてほしいと。新たにつくれということじゃ、まあ新たにつくればそれに越したことはないのですけれども。例えば戸数をね、園部団地なら園部団地に空き地がもう少しあるとするならばちょっと何戸かふやすとかですよ。ほかのところもですね。そういう形でもふやしていただけないだろうかという要望もあるわけですから。そういうのも含むのかどうかですね。ちょっと課長のこの計画に当たっての考え方といいますか。それお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

公営住宅の長寿命化計画につきましては、資料でも出しておりますように国の方針といたしますか、何の事業でも一緒でございますけれども考え方が変わったということでございます。これからはストック型社会というふうなことになっていくということでございまして、やはりこれにつきましても平成26年度以降の公営住宅の建てかえを含め修繕と改修、そういったものも含めましてこの長寿命化計画を立てませんと対象にならないというふうになっております。当然、今言われております園部団地のことにつきましてもいろいろな方法はあると思います。やり方はあると思いますけれども、いずれにいたしましても3団地の247戸につきましては、長寿命化計画は必要であるということでございます。

それから基山町に各空地のところに町営住宅をとということでございますけれども、それにつきましてはこの長寿命化計画とはリンクするところはないと思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

もちろん当然この計画の中にですね、アンケートですか、居住者意識調査ということでアンケートを取られるというふうに思います。非常に聞いてみますと、もちろんずっとこの間いろんな修理ですね、補正のたびに上げているという状況で、それはもうそれで結構なのですけれどね。非常に聞いてみますと、さまざまなさっき言った建築年数と高齢化に伴うさまざまな要望というのがあります、聞いてみるとですね。その辺も十分聞いていただきながら、例えば園部団地なんかは聞いてみますと高齢化率は30%なんですよ。ですから、もう極端に言えば死ぬまでそこでというのはあれですが、暮らされるという格好の人も相当数おられるのではないかと思いますので、やはりその辺を加味したですね、やっぱり十分なその計画というのが私は必要になるのではないかと。それともう一つは、その高齢化に伴う周辺の環境の部分ですよ。例えば、高齢者ばかり、ばっかりと言うと語弊が、高齢者の人が大多数を占めていきますとそこがもう本当にいろんな問題が出てくると、いう部分での環境問題ですよ。と、その自治会の維持管理。自治会といいますかね、自治会があるとすればですね。いろんな問題が出てくると。だからその辺まで含めた、やっぱり頭に入れたこの長寿命化計

画というのが私は必要になってくるだろうと思うわけですね。どうでしょうか、その辺どのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

高齢者の問題につきましては、福祉の問題のほうに移るかと思えますけれども。あくまでもここにありますのは、公営住宅の長寿命化ということで既設の公営住宅を長く持たせるためにはどのような改修といたしまししょうか、当然そういったものに関しまして今住んである方のアンケートを徴収していくということでありまして、それに基づきましてうちのほうで改修とかそういったものよりもやはり建てかえというほうがコストが安くなるんだというふうになればですね、そういった方向に進んでいく一つの指標といたしますか、そういったことになるための長寿命化計画だというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

3回目です。

○12番（松石信男君）

私はですね、建てかえを全部する必要はないと。建てかえをね。それは建てかえる金があると言うと語弊がありますから、必要性があるのなら建てかえてもいいのですけれどもね。やはり例えば建てかえたりしますと、やっぱりどうしても家賃が高くなるんですよ。だからその辺の問題もお聞きしますので、やはりその修理・修繕やって、そしてやっぱり長寿命化していくと。いつまでも高齢者の人が住み続けられるとかね、いろんな人が。そんな検討も非常に大切だというふうに思っておりますので、そういう意味でこれは申し上げているわけでありまして。ぜひそういうことも加味した上で、建てかえるということだけ私言っているわけじゃないということを申し上げておきます。その辺、もう1回。なんか建てかえる要望しているような感じがしますが。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

私が申し上げましたのは、いろいろな選択肢がありますけれども、結論的に申し上げますとそういった長寿命化計画を立てて、その中で一番の経済的な効果ですね、経済効果といい

ますか、が何なのかという一つの指標にするための計画であるということでもありますので、建てかえを前提としたものではないということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。いや、もう3回目終わりです。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1点だけ確認をさせてください。公営住宅というのは、割田アパート、本桜、園部団地の三つでいいのかということと。公営住宅等とあります、この等に当てはまる部分は基山町にあるのかどうか。これだけお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

公営住宅につきましては、先ほど議員おっしゃいました園部団地、割田団地、本桜団地でございまして、ここで言います公営住宅等というところに該当する等はございません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私もこの公営住宅、非常に新しい町長の新規事業に取り組む姿勢、本当に評価いたします。これが基本的にはですよ、住生活基本法が前提になっておりますよね。そのこれに基づいて補助対象は社会資本整備総合交付金が制度が活用できるということで。今までやるとすれば単独ではできなかったのを待ってあったから国庫補助がつくということで、そういう利便性があったと思っておりますけれど。問題はですよ、私一番町長に心配をしているのはですね、町長これ持ちやるですか。実施計画持って来ちやるですか、持って来ちやなかですね。課長は持って来ちやるですね。それでちょっと、このですよ、整備計画に事前評価をいただいています。60ページ、企画政策課長はですね、この公営住宅等長寿化計画策定業務について企画政策課長の第1次評価としてですね、園部団地が41年度、割田団地が46年度と、本桜が50年度築となっていると。いずれも老朽化が顕著であるため必要性を認めると政策課長は評価してありますけれど。町長の評価はですね、計画的な管理が必要、実施期間も含め十分に検討することと書いてあるのですよね。それで私が危惧するのは、これはこの実施計画の中で、長寿化計画の策定をするわけだね。策定はよかわけですよ、大いにしてもろて。

策定するのが目的じゃないということをご存じだと思うのですよね。それを計画的にどう実行に移すのかが一番重要なことだと思うのですよ。それで、これの実際の個別の実施計画の中でですね、大体27ページに載っておくべきものが安心・安全に快適に暮らせる町をつくるために公営住宅の長寿化計画がここに、相当私探してもないとですよ。27ページには。20ページにあるの。どこにあるの。違うそれは都市公園じゃん。公営住宅の。ないとですよ。これどこにあるのかと思って私もう一生懸命探したら、ありました。びっくりしたのですけれども、6ページにありました。6ページはどこかと言いますと、財政改革の推進のところに入っているのですよね。財政改革のところ公営住宅等長寿命化計画策定業務と書いてあるのですよ。と、6ページのところに長寿化計画が業務委託を24年度に560万策定しますと書いてありますよね。私はその下に、公営住宅長寿命化事業ということで25年度、26年から実施、実施とのんと思っておりますけれども。今のところこの長寿化計画は策定だけであって、実際それに基づいた事業実施は町長が今後検討すると書いてあるように、事業自体に移行することはないとですね、策定業務委託をことしすればそれで終わり。後は検討するというので、そういうふうに理解していいですか。

○議長（後藤信八君）

これはどなたが回答しますか。小森町長。

○町長（小森純一君）

これに限らず、その実施計画、何ですか策定すると。見直し策定をする、図書館もそうですし、これも。そこで、方向性決めて、そして実施計画のその実施の予算化というような計上をしていくということになろうと。進め方としてはそういうことだというふうに思うものですから。まあこれも今度長寿命化、建てかえかどうかどっちになるのかわかりませんが、それに沿ったところでそれから先を進めるということになると思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

結局、まあよくわからないのですけれど。結局町長としては、長寿化計画を策定をして、今後またそれについてするかせんかも含めて検討すると。今のところでは言えないということですね。それで、私はこの実施計画が基山町の将来の事業計画の基本になると思うのですよ。先ほど言いましたように、もう策定業務だけしかしませんという企画政策課長この実施

計画に書いてあるのですよね。これ本当はその下に、事業実施という項目をつくって、25年度から検討して実施するなり、そういう項目がほとんどのほかの事業にも入っていないとですよ。策定、特に来年から始まる橋梁関係の事業関係ありますね、基山町の橋関係の長寿命化計画とか。そういうのは策定、今の段階では私はこの事業実施計画見ても、策定だけしてあとの事業実施、肉づけが全くこの実施計画書に載っていないという現状を、企画課長はそういうことを意図して書いてあるのか、このあれはですよ。町長に対してそういうことも含めて進言されておるのか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

公営住宅の長寿命化計画に限っては、一応長寿命化計画でいろんな検討をしてもらって、具体的なその工事とかそういうものになれば、そのときは改めてその住宅のところで実施計画で上がってくるものとなります。

○議長（後藤信八君）

いいですか、今ので。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほども申し上げましたけれども。これからは、今は何でもあります既存のいろいろなものを長く使っていくということでございまして、長寿命化計画は議員おっしゃいましたように橋梁もございまして、公園もございまして。ただその中で、その公園においてどのような、例えば何年なら、何年おきとかそういったことである程度の改修を加えていくと、この施設というのは長く使えて使用できるというような計画でございまして、それを国が求めておりますのは平成25年度までにその長寿命化計画を立てなさいと。そしてまた、その長寿命化計画に基づいたものでなければ今後は補助対象としませんよというようなことでもございまして、例えば長寿命化計画をたてた後に、じゃあ27年とかですね、そこに何をやっていくのかということはやはりその長寿命化計画が策定されませんと、計画は立てていけないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そういうことで、十分わかっております。わかっておりますけれど、問題は実際町長がですよ、予算査定なりね、これはもうする必要ないと。ですね、担当課長なりが町長にどれだけ説得されるか、町長がそれでもしなくていいと言われればそれまででしょうけれど。私はこれだけ緊急性がある事業ということを念を押して終わります。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

住宅リフォームの事業でお尋ねします。この件につきましては、全協の中でも資料等配付いただきました。それをもとに幾つか質問したいと思います。

今回747万プラス9万という形であるわけですが、全体で756万という形ですが。まず一つは、平成23年度からこれ始まりました。私は何回も、これは非常に地域経済効果というのが大きいものがあると主張してまいったところです。ところによっては20倍ぐらいの経済効果があると。それで、23年度のいただいた資料によりますと地域経済効果は、補助金との比較であればあくまで6.3倍ということになっております。ただ、私が主張しているのは、もう間接的な経済効果というのは物すごいものがあるんだと言っております。その辺で23年度はもう出ておりますので、その実績を踏まえてその間接的な効果、この基山町でどのくらいあると、あったということでわかれば示していただきたいなど。ちなみに全体の工事費は1億2,127万ぐらいです。23年の実績はですよ。というふうに資料いただいておりますけれども。それわかればですね、ちょっと示してください。それが一つ。

それからですね、今回747万円ということで出ております。それで、これは県と町の補助金ですね、これは幾らなのかお聞きします。

それから、このリフォームは県の事業として基金20億円ということで3カ年事業として始まったわけですが、これは前倒しという形で今回補正になっております。そうすると全協なんかでも同僚議員から出されておるのですけれども、「ならもう今年度で打ち切りかい」と。基金がなくなれば。「いや基山町の補助金がなくなればもう打ち切りかい」と。それはあんまりにもどうかと。やっぱり続けてくれと要望も出ていますし、それから御存じのとおり佐賀県内の市議会の議長会、町村会の議長会、後藤議長も含めたね。だから要請しておるわけですよ古川知事にね。やってくれとまた、ということで要請しておりますので。25年度の事業は、見通し。これはやるのかですね、どうかですね。その辺、3点。ちょっとと

りあえず。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

平成23年度の議員おっしゃっております経済効果かなと思うのですけれども。それにつきましては、補助金の金額が県費、町費を含めまして1,927万円助成をいたしております。その中で、申請に基づくリフォームの工事費は1億2,162万9千円ということで、先ほど議員おっしゃいましたようにそれを割りますと6.31倍ぐらいの額になるということです。そのうち、町内業者が受注しました金額が8,155万8千円ということで、受注割合は約67%が基山町の業者が受注したということでございます。

それから、2項目目の747万円の内訳でございますけれども。これにつきましても、25年度の前倒しということで県助成金が560万円、それから町助成が187万円でございます。

それから、この事業につきましては当初議員おっしゃいますように、25年度までの事業でございましたけれども申込み件数が多いということで、どの自治体でも前倒しでやっております。ので、25年度の事業がどうなっていくのかというのは、我々は今のところわかっておりません。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

経済効果をお聞きしたのですが、それはわかっておるのです。こっちが言ったのは間接的な経済効果というのを把握してあるかと言ったのです。というのはですね、住宅リフォーム緊急助成事業利用者アンケートというのがあるのですよ。この中に、今回のリフォームの工事に合わせて買うと、テーブル、いす、テレビ、照明などの電気製品とかじゅうたんとかカーテンとか、購入されましたか、購入される予定がありますかというのがあるのですよね。だからこれは、もう23年度はアンケートの集計結果が出ているはずだということでね、私が言ったのは波及効果があるんだと、呼び水なんだと、これは。助成金と言うのはね、補助金というのは。だから物すごい経済効果があるから町長にも4、5年前からやったらどうか、やったらどうかって言ったのですけれども。まあいろいろ都合であるんでいかなかったのですが。だからそれ一つ、もう1回わかればですね、教えてください。

それからですね、そうしますと今度は町の補助金が187万円ですか。そうしますと、一応来年度の町の補助金は100万円を予定してあったのですよね。資料をいただきましたから、全協ですね。そうするともう、なくなっちゃうんですよ、来年度のね、前倒しでは。だから、いや町ももう補助しませんと。町はもう県がせんと言うならしませんという形になるような感じがするのですけれども。その辺の絡みどうなのか。

それから、そういうふうには要望が物すごく強いと。各市町村からとか、議会からも要望が強いということであるならば、県のほうにやはり要請すると。提起すると、この事業については当初25年度までになっていたじゃないかと。20億円の基金がなくなったからといって、非常に好評なので少なくとも25年度までは続けてほしいという提起をしてほしいと思うのですよ。その辺、もう1回。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

間接的な波及とおっしゃいますのが、ちょっと大変難しゅうございますけれども。やはりそれを、事業を行ったことによって居住といいますか、住む生活がよくなったというのが一番の効果ではなかろうかと思っておりますし。

2番目の前倒しですね。当初は、25年度は100万円でしたけれども、87万円追加をいたしましたのは今年度は非常に町内業者への発注が多いということでございまして、申し込まれた方の不平等感をなくすために87万円といいますか、それを当初よりかは余計にお願いしているということでございます。

それから、25年度の県への要請ということでございますけれども。当然、私たちも25年度まではあるというふうに理解をいたしておりましたけれども、県のほうでその事業が、例えば打ち切られればこの事業につきましては今年度で終了するのではなかろうかというふうに思っております。当然、議員おっしゃりますように県内大概の自治体でもそのように思っておると思しますので、要請はしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

要請していただくということで、それは基山町議会も当然の要求ですから、頑張ってもら

いたいと思うわけですが。そうしますと、先ほどちょっと出ましたけれど。この25年度の件なんです、問題は。県がもし、その要請に基づいて計画すると「新たに基金、はい10億円上乗せします」ということになればいいんだけど、まあならないってなった場合なので。この事業は25年度までやりますよと町民の人にお知らせしているんですよ。だからその辺の絡みで、私はそのもし万が一なるとすれば基山町独自でもですよ、やはりやると。今5万円ですか、やっていますけれど、5万円とするのか、10万円とするのか。その辺は検討していただいて、25年度はやはり基山町単独でもやるんだと、3カ年。それで非常に地域経済効果大であるし、先ほど課長が言われたごと町民の居住区の効果が大きいと言う中で、そういうふうに思いますので。町長はその辺も含めて、町長の考え方を。何回か今までも聞いてはきているんですけども、ご決断を。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

松石議員25年、25年とおっしゃられますけれども、私どもが聞いておったのは大体20億という枠を県は考えてあって、それを多分25年ぐらいで終結、終わるだろうと。それも、まあ前2年ぐらいで一応のめどがついて、あと25年でもう最終の残りをというような、そういう説明だったと思いますし。私はそういう感覚で聞いておりました。ところが、非常に人気ありまして、もう前になくなってしまおうというようなことございますので。町もそれに対応したということです。

それで、あと町単独でもというようなこと、額の問題もありましようけれども。それはやっぱりちょっと考えていかなきゃいかんか、問題かなと思います。まあ、きょう決断をと、「はい、やります」という話でもございませぬし。まずは県のほうにやっぱり働きかけをしたいというふうに考えます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

それではここで、3時まで休憩します。

～午後2時48分 休憩～

～午後3時00分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

30ページ、9款1項2目、消防費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

31ページ、10款1項2目、教育総務費。片山議員。

○9番（片山一儀君）

所掌であした審議することになると思いますが。就学指導委員会報酬、これに関連する事項で文科省からの指導とかそういうのがあれば、あした準備をしてください。いいですか。

それと、基山で教育委員会決めている就学指導要綱ですか、支援要綱、それとの関連とか。あした説明していただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

32ページ、10款2項1目、2目、3目、4目。林議員。

○11番（林 博文君）

工事請負費ですが、若基小学校のプールサイド改修工事。これは時期は今からがプールの使用期間で、夏、盆前にプールを普通小学校の児童は使うわけですが。工事の内容なり、また使用期間がことしは使われないものなのか。ちょっとその辺。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの件ですけれども、ちょっと新年度で4月に予算化をもしした場合でも、4、5、6月ぐらいまでに工事を完了するという非常に厳しい状況でございます。それで、今年度一応補正で上げさせていただきましたけれども、今年度の利用が終わった後に工事がかかって正式にはもう使うのは25年度からという形になります。そういうことで計画をしております。それと、内容につきましてはプールサイドの今コンクリートの打ちっぱなし状態になってお

ります。そこに緑色のジョイント式の人口マット等を敷いていますが、こういうのが非常に老朽化しておりまして、児童が使うのにコンクリート本当に暑いときには非常にコンクリート熱いというようなことですね、それを若干軽減するようなシートがございます。今、基山小学校のプールにはそういうのを使っておりますので、そういう形のシートの張りかえと、あと日よけ屋根が今若基小のほうはございませんで、それを設置させていただくという工事でございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。林議員。

○11番（林 博文君）

それじゃあ、ことしは補正だけ上げられて工事については盆過ぎ、ことしはもう、だから若基小学校の児童にはめいっぱいことしの夏は使ってもらっていいということですね。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。大山議員。

○8番（大山勝代君）

お尋ねしたいこと、簡単なことで聞きにくいのですが。消耗費というのが、需用費とそれから振興費。管理費と振興費に同じ消耗品費とありますよね。消耗品費の具体的な中身というか、どう分けてあるか知りたいのが一つ。

それと基山小の振興の需用費のところ、当初予算には印刷製本費が3万2千円だったのが今度更正になっているわけを教えてください。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

同じ需用費の中で、管理費の中はやはり運営管理、校舎施設関係の管理関係でいる消耗品関係ということでございます。

それと、振興費の中は実際に児童生徒のためにいろんな授業をしますんで、今回の場合は魅力ある学校づくり推進事業というのをやっておりますですね、そういった中での印刷製本費の用紙代だったりURテストですかね、そういったものを実施するときの用紙代だったりということで、実際の子供たちの学業のときに必要な消耗品ということで使い分けをさせていただいています。

それと、印刷用品を3万2千円減額させておりますけれども。報償費8節の報償費と、11節の需用費、それから12節の役務費、この三つは当初魅力ある学校づくりの推進事業ということで、それぞれ組みさせていただいておりましたけれども。その事業のやり方といいますか、臨時の講師を雇って、いろんな外部から雇って授業をしていただくような事業で計画をしておりましたが、そちらを実はやめましてURテスト、子供たちがどのような学校の、どのような状況にあるのかというテストがございます。そういったほうに、実施するというところで学校長のほうが授業の内容を変えるということで県のほうに申請をされましたので、それに合わせまして補正をさせていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。ただ、URテストについては効果があるのかみたいなものがちょっと私にあります。要望も含めてですが、端的に子供のいろんなプリント類で用紙を使う、それからコピー用紙が割とたくさん必要になってくるわけですが、そっちはどっちから出るのですか。振興費ですか管理費ですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

すみません、先ほどURテストっていうかQUテストという。すみません。それと、今言われた実際児童が使うときの消耗品用紙代とかは振興費の中でということでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

その振興費の中だということがわかりましたけれども。振興費の22年、23年、24年をちょっと抜いてみたのですよね。そうしたら割と余り大きな額じゃないというのがわかってですね。例えば、よその学校で聞いたのは年度末のほうになって、「もうコピー代がなくなってるから刷るな」というようなね、基山じゃないですよ。もう予算がないから制限してくれというのを言われてとっても困っているという学校の話を知りましたので、もしそういうことが基山でも今後ありそうならば、補正をよろしく申し上げます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これも所管ですけれども、せっかく教育長と町長といらっしゃいますのでお尋ねします。

私初めて3月の予算を経験して、そのときは骨格予算でした。今回6月の補正で見せていただいているわけですけれども、先ほど大山議員の話のように、年度末になって予算が足りなくなる可能性があるということで、ここでちょっと1回教育長にお尋ねしたいのですけれども。校長経験のときに、校長の裁量予算というのはお持ちでしたか。

それと、裁量予算がない場合は自分のポケットマネーから出されたことってありますか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

裁量予算というのは鳥栖市の場合は組んでおりました。中学校で30万、小学校で25万。今は少し額が落ちていると思いますが、組んでおりました。費目にとらわれない使われ方をするというので、ただし備品購入はできないとか、そういうのはありましたけれども。そういうので年度末の足りない印刷のお金を出すとか、そういうのは正しい使い方じゃないということ。開かれた学校づくりに資するためには、この校長の裁量のお金を使ってくれということをおっしゃっていました。なお、鳥栖は学校たくさんありますので、余りよくない使い方をしていけば最終的には本当にいい使い方しているところに移すぞというふうに言われて、そういうパイは同じでそういうことも言われたりしておりました。そこまではした経験はございません。

それから、ポケットマネーで云々ということですが、そのことについては、大きなものはございません。例えば、学校の中でけがをしたり事故に遭った子供にお見舞いをするとか、そういうときは菓子折りぐらいは出したことがありますけれども、大きなもので自分のお金で処理したというのは余り経験はございません。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今の教育長の答弁をお聞きになられまして、町長どうですか。その校長裁量の予算という

のをつけようと、そういうお考えはありませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

校長裁量予算というのは、ちょっと私も今すぐつけるとかという話じゃないと思いますけれども。やはり私も公務員というのは、非常に予算、予算にとらわれて厳しいなど。もう当然それはあり得ることなのですけれども、必要なことだと思いますけれども。そののところにやっぱり裁量といいますか、もっとよくしたいというような気持ちがあるときに、それが使えるというような、「それはなるほどな、いいことかな」というふうには今ちょっと感じは思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

もう要望です。恐らくいろんな校長の中で、ポケットマネーで出されている方って結構いらっしゃると思うんですね。そうした中で先ほど教育長言われたように、開かれた学校のためとか何か目的があって使う予算であれば、私はぜひとも前向きに検討していただいて、来年の予算からでも活用できるような形をとっていただきたいなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっとわからないので聞きますけれども、基山小学校、若基小学校、そして中学校の部分もそうですけれども技能職で給料が組まれていますね。これが一つ何なのかというのと。

もう一つは、今回教材備品で電子黒板がそれぞれ買われますけれども。これ例えば、町民会館にパソコン購入するときも大変もめたのですけれどもね。見積もり関係、それと入札により購入する場合。この辺の、この間の見積もりの仕方。これどのようになっていますか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

技能労務職の分については、用務員、町職員の人事異動関係で動いた分でございます。現業職でございますので。

それから教材備品、電子黒板関係ですけれども。こちらとしては見積もり、こういった機器を扱っているところから見積もりを取りまして、その中から一番安いところ。それと、あと学校にも相談をしなければならないと思っています。使いやすいものを導入するということになるというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

正直、パソコンの購入のときもなったのですけれども。じゃあ基山の業者にやっぱり入札参加していただいて、やっぱり落札してもらおうと。経済浮揚にもなるんだというのがあったのですけれども。実際問題として、基山の業者の中でこういう高額の商品を取り扱う電化製品の会社というか、店がないとかですね、いろんな問題があつて。じゃあ見積もりはどうされたのかというと、県、町外の結局業者に見積もりさせたとかいろいろあったのですけれども。今回の場合はこれほどのように最終的には入札とかさせる予定ですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

確かに基山町内にそういった専門の業者の方がおられれば、そちらのほうにも当然見積もりを出すということになると思いますが。やはりこの機械が入った後には、その機械の使い方なり、そういったことを条件に指導してもらう、学校の先生方に説明していただくというようなことも条件になりますので、基山の業者さんに通してもやはりまた別の専門の業者から取るような形になるのではないのかなと思いますので、そのあたりはちょっと財政のほうとも話をして見積もり等を取っていきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

工事請負費のところ、若基小のプールサイドのことはわかりましたけれども。若基小に所管で視察に行ったときに、中庭がタイルがはがれてコーンが四隅に置かれているのが3カ

所ぐらいあったのですよね。「これ、はよう直してほしかね」って思いよってですね、ここを見るとこっちの実施計画には13ページにあるんですよね。だけれども、6月予算ではないんです。多分9月予算でつけられるのですよね。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

それについては、当初のほうで予算化しておりますので、近々補修をするというふうに思っています。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

先ほどの備品購入費ですね、やはり重松議員おっしゃったように町内にも業者がいるのかどうかですね。そういうことがわからないのですよね。ですから、企画政策課長にお願いしたいのですけれども、商工会関係はそうですよね。ですから、窓口となって「こういうことがあるよ」と、「どうですか」と、橋渡し。せっかく商工会の総会にお見えでしたし、いろんな顔つながりができましたので、いい機会ですので、商工会訪れいただいて「こういうことがあるよ」と、「町内どうでしょうか」ということを議会でも、町内からできれば町内からというお話を散々パソコンにときもしましたし。多分ほかの業者に言っても、結局専門的なことですから専門のところをまた雇うと思うのですよね。自前のところはなかなかないと思うのですよ。あるいは先ほど課長がおっしゃったようなことは、町内の業者でも同じことができると思うのですよね。であるならば、橋渡しをぜひお願いしたいのですけれども。その辺のことはできないのでしょうか、それともやっていただけなのか、その辺のところをお願いします。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

学校関係の大がかりな備品等の場合には、町内の業者1社とか2社、見積もりをお願いして、テレビを入れたときには実際に町内の業者が落札されて納入をいただいたという実績もございますので、今度の場合についても可能であれば町内の業者さん、1社ないし2社には

見積もりはお願いすると思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

悪い話なのですがけれども、昔これ聞いたときに「とりあえず数合わせのために見積もりだけ出してくれ」ということを言われて、出したけれども何も返事も何もないと。結局は通っていなかったということは何回か聞いたのですよね。できれば、近くに町内にいるわけですから、こういうことがあって見積もりを出してくれと言われてその後、内容にも詳しく説明、何ができるのかと問いかけをぜひしていただきたいですよね。であれば、これができますよ、できませんよと。できない部分はやっぱりそれは断られますから、それは諦めがつくと思うのですがけれども。その辺のところですね、その辺の配慮をぜひお願いしたいですよね。ですから「ちょっと来てくれませんか」ということで説明していただいて、できるのかどうか。その辺の裁量の中に少しふり幅を持っていただけるようにですね。これ財政課長、やっぱりお願いしますよ、一言。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

その会社がそういう品物を用意できるかというのは別にしまして、先ほど品川議員が言われましたように「ただ見積もりだけを持ってきてくれ」と。数合わせのためにですね。いうようなことは昔聞いたようなこともありますけれども、現在では決してそういうことはございませんので、それは理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

では、次へ行きます。

33ページ、10款4項1目、2目。中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

34ページ、10款4項1目、2目、3目、4目、5目、社会教育費、ありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

10款4項2目19節、区公民館建設等に関する補助金とあるのですが。今公民館あるいは副館長に対する規則というのがありますね、関係の。要するに私が生まれる前だったと思うのですがけれども、基山町は中央公民館があつて分館があつて、分館対抗があつたように聞いております。私がこの基山町に住んでからはないですね。その社会教育の基本である、地域の、そこらあたりをどう考えられるのか。今考えてあるのか。とりあえず考えてあるのかないのかだけお伺いします。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

公民館のあり方ということですかね、区公民館のですね。これはちょっと再三議員さんのほうからお話があつております。それこそ中央公民館があつたときは、分館対抗というような言葉でいろんな競技もやっています。今はちょっと区対抗という、行事的には減らしたりはしておりませんが、そういう状態でやっておりますが。やはり類似施設というような形で、町民会館にしる各区の公民館にしる、そういう扱い方をしております。今のところですね。ちょっと使い分け的なところもあるのですが、実際本当にその各区に公民館というような言葉で置くとなると、やはり何かそういうどなたかが常駐したりとか、しながらそこで独自に運営をしていくような形も必要だろうとは思いますが、これがなかなかすぐにはいかないということですので、やはりここら辺を少し基山町としても整理をしなければならぬというふうには思っております。それと中央公民館が今町民会館だったのがまたそこに職員がいなくなってこちらの本町におるといふようなこともありますから、そのあたりはやはり少し整理をしなければならぬのかなというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

私は考えているのか考えていないのかを聞いただけですね。あり方を聞いたわけではない、現状を聞いたわけでもない。要するに、今この前も、私もずっと課長にはお願いをしている事項ですけれども、あり方についてはですね。その後何も進展がないからあえて言う。所掌ですけど聞いているのです。要するに、もう1回見直さないとオープンの仕事、老人会からもそういう話が出ているはずですね。常時開いていなきゃいけないとか、それがたまたま認定公民館であるためだけにいろんな制約が出ている。そして個人に管理費がいつている。そういう要するに施設の問題と、それから運用の問題、社会教育の構想について、ひとつ答えがなかったから考えていないのだと思うので、ぜひお考えください。これは要望で終わります。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

4目1節の図書館等建設検討委員会報酬について質問いたしますけれども。14万3千円組んであるのは、多分5名の費用弁償が5,700円掛ける5回分だろうというふうに思います。資料のほうで図書館等建設検討委員会設置要綱を出していただきましたけれども、これは一つは平成14年10月8日から施行するというのをそのまま出されていますね。その設置要綱をそのまま今回も使うのかというのと、第3条では組織ということを書いてありますけれども、10名以内で組織と。この内訳の中の町民の代表が報酬の5名分だろうというふうに思うのですね。そうすると、専門的知識の方が3名か職員の方が2名かわかりませんが、このときの発想で今回も行うということでしょうか。この要綱に基づいて今回も行うということでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっとこの要綱につきましては、前回の要綱からは多分12名から2名減らしております。この2名減らしたのは、町職員側のほうに都市計画のほうも2名入っておりましたので、これについてはないということで、この分はちょっと外しておりますが。基本的には、そういう専門的な知識を有する方と町民の代表者、それから町職員も入りまして行うということでございますので。そのメンバー的には大きく変更はないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

その前の資料には、庁舎内で検討されたということで結果報告も出されていますけれども、5ページを見れば9回されているのですね、庁舎内で。そしてまとめて出されたと。報告されたと。それで今回検討委員会も5回でやらせると。ここはこれほど庁舎内でも、これ見ればわかりますように大変最終的には決めきらないという部分での中身でもあるのですね。そうすると、たったの5回です、言っては悪いけれどもたったの5回で、おまけに町民代表5人で、本当にこれだけこの図書館検討についてはさまざまな意見があるのを、これできますか。できますかという言い方は悪いですね。やろうと思えばそれはできるかもしれません。しかし、より多くの町民の意見を反映させるということができませんか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっとこの時期になっての補正という形にさせていただきましたので、3月までにということであれば5回程度が開催できるのかなというふうに思っています。それと、本来ですと3月までに結論を出さなければならないということでは基本があると思いますが、もしそういう中でどうしてもできなくなる、日数が足りない、検討時間が足りないということになればですね、ずれ込む可能性がありますけれども。一応今のところでは5回程度という形で予算化をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

結論はですよ、いつまでに出すというのはこれは決まっていませんね。町長も検討委員会に諮っていくというふうな答弁はちょっとあったと思いますけれども。その検討委員会がいっまでに決断を出すというのは、多分町長も言われていないと思いますね。それはなぜかというと、検討委員会が結論を出すのだから。町長が結論を出すのではなくて。だから多分言われていないというふうに思うのですよ。しかし今は、年度内という話も少し出ましたけれどもね、これ指導する、いいんですけれども、これいつまでに結論を出すという行程といい

ますか。これは今から多分決めていくことというふうに私は思うのですけれども。もう前もって何かそういう行程表とか何かあるんですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

その行程表については、特別につくっておりません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと町長、教育長お伺いいたします。

これからの方向性と、図書館のですね。それに結論を出すんだと。方向性を決めるんだということで、一応方向性とは図書館の形、どういう内容にするか。それから場所、これがこれにちょっと述べられておるのですけれども。私が心配するのは、前回パーになったのですよね。パーになったというか、せっかく検討委員会開いてお金使ったけれども、結局場所の問題だと私は認識しておりますけれども。あらかじめ予定していた場所が、そこがだめだと結論が出たので、前町長は「そんなら」と白紙に戻しますというふうに、ちょっと私の認識が間違っておればあれなのですが。と思っています。それで、今回の方向性の中でその場所でしたよね、どこにするか。一応これでは職員の方の提案では、提言では10カ所、ばあっと挙げて「どこがいいかな」というような感じなんですよ。だからそこに、一つは結論を、結論というか提言でしたよね、をきちっとした形で出るというふうに思うのですけれども。町長はそれが出たときに、それを尊重してそこに決めるのか。「いや、そこは私は考えておりませんでした」という形に再びなるのか、ちょっとわかりませんが。その辺、まあこういうのは答申というのは尊重するというのが基本になっておりますので、その辺ちょっと教育長と町長の考え方どう違うかわかりませんが。まずその教育長、どのようにその今言ったことについて考えられているか。あとは町長にもお聞きします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今度の検討委員会で場所とか、そのコンセプトというかですね、そういうのはもちろん検

討しますけれども。その上で、建てるか建てないかということも、やはりその中で出てくるのではないかなど。建てないという選択肢が私は出てくるかというのは、ちょっと私も疑問ですが。そういうこともこの検討委員会の中では話をしていかなくちやならないんじゃないかと。だから現状のままでは、それでは場所の問題とかいろんな問題で「じゃあこのまま行けるか」ということも十分に意見を聞いてやっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

町長のほうも。

○町長（小森純一君）

まず、松石議員のお尋ねじゃなかったかもしれませんが、やっぱりこれはもうそうぐずぐずできる問題じゃないと。だから今年度中に何とかというようなことは発しております。それからそれと、前回の検討事項案もございまして、答申いただいております。それから職員の検討事項もございまして。そういうことをやっぱりベースにして、どうするのか。まず言っているのは「全くゼロじゃないよ」と、何もしないとか何もなくすとかっていうのはもちろん、なくすとかっていう話じゃないからということだけははっきり言っていますけれども。それからさっき、本当にどの程度の規模でどこがいいのかとか。それはやっぱりその話の中で、委員会の中でやっぱり話し合っていたきたい。そして、それは尊重はします。しかしよいよ財政とか何とかというような問題にもなって当然来るわけですから、そういうところではひとつまた執行部としても町としてもやっぱり考えていかなきゃいかん。議会ももちろんありますけれども。そういう進め方をというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今の答弁聞いて、そうすると私は場所の問題が一番問題だと。場所の問題についても、この検討委員会の中で、検討委員会の提言として答申として出していただくということになるというふうに理解していいですよ。それは、町長は財政でもいろいろそうだし、もちろんそうでしょう、しかしその場所については当然、答申というのは尊重するというのが建前です。そういうことで例えば今の図書館跡地になるとか、跡地が図書館とか、いや前の確保しとるところになるとか、いやこれ庁舎内とかなんとか言っている方向性が出るはず、出

さなきやいかんですよね。出たときには、もうそこを何だと、いうふうに我々は理解していいわけですよね。財政的な部分いろいろあると思いますけれども。一応その場所で、ああもう場所はもうそういうことで決まったということじゃないけども、もうほぼそういうふうなことで行きますというふうに町民の方に説明していいかどうかということなのですね。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

先ほども申しますように、あくまでもやっぱり尊重はしていくということでございます。それが、その委員会がすべてという話でもないということで。あんまりその委員会で決定したからもうそのとおりになりますよという、今の段階での住民の皆さんへの説明といたしますか、それはちょっといかがかなと、控えていただきたいなというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

うちの所掌なんですけど、ちょっと関連があって町長、教育長おられますので質問させていただきます。図書館検討委員会、先ほど要するに大きなプログラムがないと言われたですね。要するに検討委員会のね。私はそれを聞いたかったんです。この単価から5,700円という単価から5人を計算すると5回ぐらいしかできないのですね。これから補正があって7月から3月まで8カ月しかないですね。2カ月に1回でも4回しかできないわけです。この実施計画の中にも書いてあるんですが、この25年度が検討になっているのかな。24年度が検討になっていますね。そうすると24年度で出すと、この前の図書館検討委員会はたしか12回ぐらいやっています。それから今度は庁内で9回やっていますね。本当にできるのだろうかという、可能性の問題。だからそれはちゃんと計画がないと、委員会の運営計画がないとできない。ないと言われたからびっくりしているのですけれども。

それからもう一つは、町長は前の検討委員会の結果を尊重するというふうにここで、議会で言われています。そうすると、それを尊重するのであればこの16年ですから、約7、8年の間に変化要因があった。その変化要因の修正の見直しをするんだったらまだわかります。それから、建てるか建てないかみたいな話は、これは総合計画の中にはもう基山小学校と図書館は建てかえるということが出ているはずですよね。そこらあたりが、計画性というか継

続性というか、どうなっているのか。これ1点の質問。

二つ目は、この前資料でもらった検討委員会要綱ですね。この中に所掌事項2項に、その他教育長から要請があった事項に関する事とというのがあります。教育長は要請する細則が何か決められていますか。

以上2点質問します。

○議長（後藤信八君）

いいですか、どちらか。大串教育長。

○教育長（大串和人君）

最初にその他要請の事項ということですが、そのことについて要綱というのは特に決めておりません。

それから計画性の問題ですが、やはり建てるという方向で今度の検討委員会は持っているのは前提であろうと思います。ただ、私も先ほど言いましたが、その中で今の既存の施設をもっと活用していくという方向性がその検討委員会の中で出るかどうかわかりませんが、そういう選択肢もその中にはあっていいのかなというふうに思っております。例えば、町の中心部に私たちが町内で検討した中で、駅前と中心市街地というのがありますけれども。そういう答申をもし出た場合に、本当に実現が可能なのかということもやっぱり検討委員会としては現実的な側面を見ながらやっていかなければならないのかなというところを今感じております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

これは実松川の改修にかかわるということが前提で図書館の問題が出てきております。これは前の、前の前の梁井教育長から変わったとたんに松隈教育長が引き受けてびっくりした事項です。いろいろな経緯がありますので、そこらあたりをしっかりとですね、確認していただいて。建てるか建てないかという発言もよくお願いします。

それからもう一つは、可能性だけじゃなくて必要性をもう少し重視をして、やるんだという意気込みが必要だろうと思います。それから一番大事なことは、これはここでなぜ持ち出したかということ、教育長が定める事項に細則がないだろうと私思って質問をしました。基山町の規則の中には町長が定めるという項目がたくさんあります。要するに、この検討委員会

が教育長の私的な機関として勝手に使えるということなのですよ。私はずっと基山町のコンプライアンスを問うてきています。大臣が定めると法律が決めたら、大臣は施行令なり施行規則なり細則を法で定めます。法というのは公正、公平にやるために定めるものです。そこらあたりが全部、そこまで考えたのか考えないでわざとやっているのか知らないけれども。町長が定める、あるいは教育長が定める、これは私的に使えることだから。もしそれを定めたら、公平にするためにはそこに細則がきちとなければ、法としては有効でない。そういう認識を基山町の執行機関は持たなければいけない。だからここで、あえて問うたのですね。要綱とか規則ということも前に問うたことがあります。鳥飼議員からまたごちよごちよ言っていますけれども、要綱行政というのはあることも承知をしています。勝手にやれる要綱と規則は全然違うのです。計画大綱とか、計画とは違う。そこらあたりをしっかりと定めないと、そういう法律とか法学を。中央大の法科ですよ。そこらあたりをね、しっかりね。やっぱりやっていかないと行政が近代化されない。ということですね。まあ所掌事項ですから、後でまた委員会で最後やらせていただきますので、これで終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

さっき実松川のどうのとおっしゃいましたけれども、図書館に関して実松川の改修でそれを移動するとか何とかという話はどうかと。中央公民館はまさにそうですけれども。あれも（発言する者あり）だからあれを改修に伴って動かさなきゃいけないというような、それは私もちょっと認識していなかったということでございます。（発言する者あり）そうですか。

それと、そうですね、計画尊重。これは前回のその建てないというような、先送りするというようなことは、場所の問題だったと。一番大きな問題は場所じゃなかったかなというふうに、私はそういう思いを持っております。そういうことからして、尊重。私も尊重という言葉使ったか、前回のその答申をですね。か、その参考考慮というようなことを使ったのか、その辺はちょっと私も今のところあれじゃございませんけれども。いずれにしても尊重という言葉にしたって、じゃあ今度の委員会の話が「もうあそこ全然抜きだ」というような、そういうことになるのかどうか。その辺はちょっと私も何とも言えないところでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

この事業も非常に古くからやっている事業でして、本当に天本前町長からやっていた時代でして。議会でもこの庁舎の西側の用地は図書館を建設するというので、購入の計画を立てて議会で議決をとって、その後に松隈教育長に、梁井教育長からかわられて、それでいきなりこの委員会で図書館の用地まで含む検討委員会となってしまったわけですね。方向性が変わってしまったわけですよ。それで、とうとう場所が決まる、要するにあの場所はだめだということ、予算もつかないからということ凍結、先送りになった話なのですけれども。やはりその辺のところも最初からやっぱり掘り起こしてどういう経過であるって、前回の検討委員会でどういうものがあったということも、全部委員会の皆さんに示していただかないとですね。今いろんなホームページで見ると、循環バスとか、それからまちづくりの審議会とかいろんなものが議事録出ていますけれども。事務局は説明したもの、個人的な意見をぼんぼん言うだけで、何も方向性が見えていないのですよね。町の条例の審議に関しては、特に「じゃあこれからいろんなやり方をつくっていきましょう」という審議の仕方まで、いろんな内容の言葉で決めていこうということもですね、委員会のほうから話されているわけです。これでは、たった5回しか審議しないのでは、なかなかこれ不安な部分が、町民が一番今関心がある事項であると私は深く思っているのですけれども。それであるならば、5回というのも無理があると思います。また全体的な計画がないということもあれですし、町民の声を聞く機会ですね、こういうものはぜひ町民の交流を、それと町民の知識という拠点となる重要な場所ですから。そういうものはやはり、一番大事な町民の声を聞くという。でなければ、それこそ事務局が提案したものに対してとか、調査までやったこと言葉でこうやっていくと。意見を交わしていくということだけで、この図書館が決まっていくというのは非常に不可思議な結果が出てくると思うので。その辺のところを十分お願いしたいと思うのですけれども。公聴会とか、町民の意見を聞く場所をぜひ持ってもらいたいと思うのですけれども。その辺のところ、課長いかがでしょうか。どういうふうにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっと先ほども言いましたけれども、年度途中での補正でのその審議会の回数というこ

とで、とりあえず5回をということでお願いをしています。回数一番最初、先ほど議員からも言われましたようにある程度のプログラム、計画等、年間計画どのくらいまでで話を進めていくか、そういう計画もつくるのが最初のほうに出てくると思います。そういったところで、やはり回数的に不足するというのであれば、当然また補正等をお願いせないけないというふうに思っていますので。その中で、間でもやはりそのワークショップなり、委員会以外の方の意見を聞く場所等を設けようという話も当然出てくるというふうに思っていますので、そのあたりを見ていくと5回で十分とこちらも考えてはおりませんので、そのあたりはやはりずれ込んでいくのかなという気はしております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

所管ですけれども、今のちょっと答弁を聞いてですね、流れの答弁を聞いてちょっと不安に思ったことがありました。教育長は建設を前提にという話をされました。町長は一貫して建てるか建てないかもこの検討委員会でという発言を終始続けられています。これは私から見るとすごく大きなギャップがあるのですけれども。ここの調整ってできているのですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

言葉で建てる建てないということですが、やはり建てるというか、さっきちょっと出ましたそのリフォームという、あの場所でのというような考え方もありましようし。それから今ちょいちょい出てきているのは、その庁舎内にどうなんだと。それが可能かどうかわかりませんが。まあ、それも建設と言えば建設というとらえ方をすれば、そうかなというふうに思います。ただ、もう本当に別にそのどこかその辺で建てるとか何とかと。建設、建設ということでもないのかなと。その辺も含めたところで、それはやっぱりその前提となるどういう図書館が必要なんだというような、その辺の話からそれをどうするかというようなことにもなってくると思うもので。建設と、じゃあもうすべて新築の全く新しいのをどこかに建てるという、まあその辺のとらえ方というのはちょっと、若干久保山議員とは違うのかなと思います。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと確認させていただきます。町長、今言われた内容でいくと、今の図書館の現状からは明らかに今回の図書館の検討委員会で変わるんだという認識でよろしいですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

さっき申しましたように、もう図書館が必要ないとかゼロとかという話でもございませんし、まあ何らかの形で今手狭というようなことも言われておりますので、何かの形でやっぱり違ったものをとという思いを持っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。3回目かな。

○9番（片山一儀君）

3回目ですから。一つですね、参考までに申し上げます。建てかえ、あるいは新築というので、一つの経験だけけれども。九州の総監官舎というのがあります。これをですね予算通ったときに、RCをつくれという話だった。それは建てかえをします、予算取りました、柱1本残して全部かえて建てかえです。そういうやり方もあるということ、御承知おきください。それから、議事録に尊重するということがありますから、そこらあたりは二枚舌を使われないように、ひとつお願いしたいと思います。よろしく。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

本当に申しわけございません。所管でありますけれど、きょうはちょっと町長、教育長いらっしゃいますので、確認ですけれど。そもそもこの図書館建設という所管は、教育委員会の事務と思うのですよね。教育委員会の事務局の下に検討委員会を設置して、それに基づいて答申をされて基山町教育委員会の方針としてここにつくりたいと。ということで、それを条例を出すときには町長名でしか出せないわけですね。そこで町長の総合統轄権、それが発揮するわけですね。今の審議こうしてみると、教育委員会にはちょっとあまりにも荷が重すぎというか、町長の方針がはっきり言って、私はもうここ何年かでもう方針は決まって、そ

の方針に基づいた諮問案をこの検討委員会の初日の諮問案を町長か教育長が出席されて、こういう方針を立てていますからこれについて検討をしてくださいと。いうふうな諮問案を出されても私はいいと思うのですよ。しかしそういうことは現時点ではもうちょっと難しいと思う。フリーハンドでどうぞという。そこでまた、私は教育委員会の肩を持つわけじゃないけれど、教育委員会が条例提案、予算提案権まで持っていけばそれで責任と権限でされるでしょうけど、一応検討はするけれど最終的には町長の予算調整権、条例提案権は町長しかございませんので、ここで調整がくると思いますけれど。私は、こう二人の教育長と町長とお話を聞いてですね、その辺が町長は「いや、お前たちにもう私は一言も言わん」と、権限が全部すべて答申まで黙っておくから上げてくれと言われるのか、途中途中においてこの検討委員会に出席されるということはないと思いますけれどもですよ、されるのか。その辺の基本を、私はそういうことをされないと思うのですけれど、まあ町長と教育長で話されると思いますけれど、私はこれについては教育委員会の所管事項ですから、教育長が諮問案を出されて初日のこの初回の会議に示されて基本的なことを委員会のほうにですよ、それは今までの10年前からの経過を含めたですよ、経過書を出していただかないと委員の方わからないと思いますから。それを出されて、それについて今の、極端な場合町長まで出席されてこの問題に対する重要さがこういうことと。私は個人的にはもうここまで来ているのだから、町長なり教育長、基山町として考える今後の図書館の建設はこうあるべき、こういうふうに考えておりますということを、私はこの委員会に出されるべきと思いますけれど。今の状態ちょっと出されないようですよけれどですね。委員さんにも私はその諮問案なり教育委員会なり基山町の思いというのを、私は最初に出していただくこと、出さないことによって答申案というのは全然違ったものが出てくると思いますので、その辺について何かお考えありましたら。

○議長（後藤信八君）

所掌の問題は、ちゃんとしていただけますかね。小森町長。

○町長（小森純一君）

あんまり口出すなということ、でもございませんでしょうかね。それであつたら本当に申しわけございませんけれど、もうちょっと言わせていただきますと、最初から諮問案というようなことはもちろん私自身も考えておりません。それから、教育長はどうかわかりませんが、諮問案ということは考えて、私は思いません。ただ、やっぱり最終はその辺の連携はちゃんと取りながら話は進めていきたいと思っておりますけれど。そして最終はやっぱりそ

の合意のもとに、そして決定はもうやっぱり長として決定しなきゃいかんということじゃないかと思います。だから最初から諮問ということじゃなくて、さっきから言いますように「まあ、ゼロじゃないですよ」と。とにかくやっぱり前のこの諮問は、答申もありますし、職員の答申もありますから。まあ、この辺のところではひとつ最大限考えてくださいという提案をお願いを私はするつもりでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

このままいきます。

35ページ、10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

36ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で、第20号議案に対する質疑を終わります。

もういきますよ。

日程第5 第21号議案

○議長（後藤信八君）

日程第5．第21号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の12ページをお開きください。

歳入、歳出、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

国民健康保険特別会計の事項別明細3ページ。

歳入、9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

3 ページ、歳出、1 款 1 項 1 目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5 ページ、8 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、12 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、21 号議案に対する質疑を終わります。

日程第 6 第 22 号議案

○議長（後藤信八君）

日程第 6. 第 22 号議案 平成 24 年度基山町下水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

15 ページをお開きください。

歳入、歳出予算補正。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別明細に入ります。下水道の事項別明細。

歳入、6 款 1 項 1 目、2 目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 款 2 項 1 目。他会計繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、2 款 1 項 1 目、鳥飼議員。

○7 番（鳥飼勝美君）

ちょっとこれは簡単なことです。下水道事業が私としてはもう事業もなくなっている

といいますか、そうなっているところに職員数が2名から3名増加している。この理由をちょっと聞いて、1名増加の原因をお願いします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

昨年度までは鳥栖市の派遣職員が下水道におりましたけれども、鳥栖市のほうに帰りましたので本来の姿に戻ったということでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

6ページ、2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、22号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第23号議案

○議長（後藤信八君）

日程第7．第23号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページから22ページまで。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第23号議案に対する質疑を終わります。よろしいですか。専決処分のところですよ。

日程第8 第24号議案

○議長（後藤信八君）

日程第8．第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の23ページから25ページの分であります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ありませんね。ないようですので、第24号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第25号議案

○議長（後藤信八君）

日程第9. 第25号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度基山町一般会計補正予算（第7号））を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の29ページをお開きください。

23年度補正の第1表、歳入歳出合計、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

それでは、事項別明細の3ページにいきます。

歳入、2款1項1目. 地方譲与税、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、3款1項1目. 利子割交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、4款1項1目. 配当割交付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7ページ、5款1項1目. 株式譲渡所得割交付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8ページ、6款1項1目. 地方消費税交付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9ページ、7款1項1目. 自動車取得税、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページ、9款1項1目. 地方交付税、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、10款1項1目、交通安全対策特別交付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、16款1項1目、寄附金、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、17款1項2目、基金繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出いきます。

14ページ、2款1項9目、減債基金費。松石議員。

○12番（松石信男君）

専決で、地方譲与税と地方交付税で1億1千万ぐらい入ったということで。基金に積み立てましたと。1億円ということで。毎回言っているのですけれども、資料を提出していただきたいと。6月補正後ですね。6月補正後の基金状況一覧表、提出お願いします。だれからな、財政課長ですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

あしたの委員会。（発言する者あり）わかりました。

○議長（後藤信八君）

では基金状況、資料で提出を要請します。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

減債基金ですね、非常に1億円を財政課長の名のもとに非常にいいこととございます。それで1億4千万ことしは、減債基金がことし1億円を、交付税をすべて減債基金に充てると。健全財政の範として非常にいい傾向だと思います。それで具体的に減債基金を活用して、ことし中に繰り上げ償還をする計画は何億ぐらいあるのですか。それによって財政効果まで求

めませんけれど、ことしの減債基金を活用しての繰り上げ償還の見通しはどうか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

まだはっきりした金額はお答えできませんけれども、ぜひことしは繰り上げ償還を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、2款4項1目、選挙費、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、11款1項2目、教育総務費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17ページ、14款1項1目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で、第25号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 報告第2号

○議長（後藤信八君）

日程第10、報告第2号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

片山議員。

○9番（片山一儀君）

この中に、役員名簿にですね、公社の役員名簿に学識経験者とありますが、これ2回目の質問になるのだと思うのですけれども、過去からですね。学識経験者の基準というのをどの

ようにされているのか。要するに国会あたりの国政レベルでは専門家の研究員だとかになるのですが、私はよくこの顔を見ても経歴がよくわかりませんからあれですけども。本当に役に立つ学識経験者だろうか。かもしれないですよ。だから、その基山町でいろんな学識経験者使っています。中学生が学識経験者だったら高校生も学識経験者なのかもしれない。いろんな学識経験者の定義が違うと思います。大学生が学識経験者である、国会議員がいろいろあると思いますが、その基準があるかどうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。土地開発公社のとりあえず学識経験者の基準を言うてください。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

土地開発公社としてですね、特に学識経験者というものはこういうものですよという基準は設けておりません。ただ、今回なっている方につきましては（「個人のはもういいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

なぜこれを聞いたかというとはですね、結局きちっとした人がなられていると思うのですが、今までは農業委員に3名枠、4名以内で議会から農業委員会に推薦することになっています。ところが実態は、議会が推薦する人は学識経験者ということになっていますが、今までの実態は、後藤議長になってからじゃありませんよ、帳尻合わせでした。帳尻合わせで上がってきたやつをそのまま追認する形だったから、要するに基山町の農業は衰退していったんだと、私は一面かもしれないけれど見ているのです。そこらあたりをきちっとして、やはりそれが生きていくものでないと、役員報酬なりいろんなことを払うわけですから、税金を使って。やっぱり一つの基準なり、考え方なりを設定していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

開発公社ですね。この開発公社というのは皆さんご存知のように、公有地拡大、法律に基

づいて地価高騰に対応して公共施設の先行投資が困難であるという趣旨から、この土地開発公社設立されたものであると思っております。今のような土地が下落している時代には、全く私はこれは用を足さない事業なのですよね。それでよその市町村あたりもうどんどん、これは法律に基づいてでも解散していつているのですよ。よその市町村では。大きな市町村、まあ極端な場合塩漬け、土地の公社の塩漬けの問題とかあってですね。基山の場合もそこだけなのですよね、今。よその町村言っちゃいけませんけれども、唐津あたりの土地開発公社も不良の相当持っているのですよ。そういうことで、どこでももう破産してその金を融資するような制度の、もあるのですよ。私は前から思っていたのですけれども、現時点ではこの開発公社の存在理由なり、全く私はないと感じているのですよ。あるとすれば何か細々と言っては失礼ですけれども、そこを活用するときに町有地持つておく補助がつかないとかというふうなあると思いますけれども。私は基本的に、町長はこの開発公社をこのままずる利息だけどんどん払っていつて、もうあの土地は私はいっそもう基山町に買い戻して、開発公社を解散するという手法は全く考えられないですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

開発公社の存在意義というか、そういうことは理事会等でもやっぱりもう毎回話はいたしております。そうしたところで、だんだんそれは前は事務局員を置いておりましたけれども、そういうことじゃなくてももう縮小、縮小でやってきてかろうじてその形があるということです。ただ、一つ財産としてその土地を持つておりますから、これもまあいずれと言いますか今度図書館検討いろいろで、またその辺の議論が出てきて決着するものだ。まあその時点ではひとつ考えなきゃいかんなど。もう金利ばかり利息ばかり払っているから、ちょっと問題だということは話しております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

前ある方から怒られたことがある。「せっかく我々が図書館用地として買ったのに」とこういう話が、怒られる。児童館と図書館用地ということになっておりますですね、今。これの用途変更される意志はないですか。まあできないという意識をお持ちなのかわからないけ

れども、リーズナブルであればできるのですね。そこらあたりを決心して、用途変更を申請するということはお考えになっていませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それもさっき申しましたように、本当に用途をはっきりさせるというその後に、当然図書館用地でなければ用途変更ということになるということだと思いますので、それのはっきり決着つくまではやっぱりこのままで、その後の用途変更そしてどうするかというようなことを考えていかなきゃいかんのじゃないかと思います。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○議長（後藤信八君）

ないようですので、報告第2号に対する質疑を終わります。

以上で、質疑のすべてを終結します。

日程第11 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第11. 委員会付託を議題とします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（後藤信八君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は、以上をもって散会とします。

～午後4時11分 散会～